

平成26年小布施町議会11月会議会議録

議事日程(第2号)

平成26年12月3日(水) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	原 勝巳君	2番	小林一広君
3番	渡辺高君	4番	小西和実君
5番	小林茂君	6番	富岡信男君
7番	山岸裕始君	8番	川上健一君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	関悦子君	14番	小林正子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
健康福祉部門 総括参事	竹内節夫君	健康福祉部門 グループリーダー	中條明則君
地域創生部門 総括参事	八代良一君	地域創生部門 グループリーダー	畔上敏春君
行政経営部門 総括参事	田中助一君	行政経営部門 グループリーダー	山崎博雄君
教育委員長	中島聰君	教育長	竹内隆君
教育部門 総括参事	池田清人君	教育部門 推進幹	富岡広記君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関谷明生君） 最初に、8番、川上健一議員。

〔8番 川上健一君登壇〕

○8番（川上健一君） 通告に基づきまして、質問させていただきたいと思いますが、11月会議、一般質問トップバッターということで大変緊張もしておりますし、誇らしく思っており

ます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います、1件目ですが、信号機のない交差点の事故対策はということで、つい最近、雁田地区の信号機のない交差点で車同士の追突事故が発生し、しかも10月中だけで3件も続いて起きているということです。そのうちの1件については、交差点で追突した車が衝突したはずみで隣接するお宅の建造物に突っ込み建物を破損し、1人が軽傷を負うという事故につながりました。

ちなみに、この交差点での事故については、須坂警察署交通課の過去5年間の事故データによりますと、昨年とことしの2年間だけで8回もの事故が起きています。特に、昨年の3月に起きた事故では、重傷者も出るという事故となっております。

このような事故は、私の地元である六川の交差点でもしばしば起きております。10年ほど前、自分自身も一時停止を怠った車により真横から追突されるという事故を体験しており、今でもこの交差点を通過するときは大丈夫だろうかと不安を感じながら恐る恐る通過する日々であります。

この交差点については、昨年公会堂の耐震化新築がされ、今までであった位置から若干西に移ったということで、交差点の視界がよくなりました。事故の減少につながればと期待をしたところではありますが、残念なことに事故は起き、追突した車が交差点に接するお宅の門や塀に激突し、門柱等が大破する事故が起きてしまいました。これらは、いずれも車や物が壊れるという事故であったり、人身事故でも重傷あるいは軽傷というようなことで、命にかかわる事故ではなかったことは幸いだったと思います。

これまで、信号機のない交差点では、大した人身事故は起きなかったかもしれませんが、今後は起きる危険性は非常に高まっているのではないかと思います。もし、小学生や中学生の登下校時に事故が起こり、子供たちが巻き添えになったら大変心配になります。町民が安心して車や自転車、あるいは歩行での移動ができ、町外からお越しいただいた方々にも気持ちよく車等での移動ができるような交差点が整えられればと考えます。

1つ目として、事故が多発する信号機のない交差点については、早急に交差点の形状等の改善をすべきと思うが、改善の考えは。

2つ目として、町外の車が一時停止の標識や道路標示に気づかず、事故につながるケースもあり、標識や道路標示についても改善が必要と思うが、その考えは。

3つ目として、雁田地区の交差点の場合、中野方面からの通過者が多いと思われます。桜沢・延徳地区の通勤者への一時停止の呼びかけ等も必要では。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） おはようございます。川上議員の交差点の事故対策ということで答弁を申し上げます。

まず、1点目の事故が多発する信号機のない交差点については、早急に交差点の形状等の改善をすべきと思うが、その考えはということですが、小布施町は年間を通して多くの方々に訪れていただき、また多くの方々から賞賛のお言葉をいただき、大変ありがたいと思っておるところでございます。

しかし、その反面、車で来られる方の中には、集落内を迷っている県外者も見受けられ、迷いながら初めて通る道では、事故の危険も増す可能性もあろうかと思えます。小布施町を楽しんでいただくためにも、町内の交通安全への対応が、これは必要だというふうに考えております。

まず、1点目の事故の多い信号機の交差点の改善ですが、六川交差点を例にお話がありました。平成25年中の小布施町内での交通事故の状況を見ますと、単独の物損事故を除きますと55件の事故が発生しております。そのうち、35件が交差点内の事故となっており、約3分の2を占めております。町内交差点の中で、変則の交差点もかなりあります。これらの事故の防止のために、小布施町交通安全協会の皆さんによる交差点での啓発活動ですとか、カーブミラーや停止線の設置など安全施設の設置、それから公安委員会、警察による一時停止などの交通規制で対応をしているところです。

ご指摘のとおり、事故が多発するような交差点は、警察関係者と相談し、必要なところは地域の皆さんの協力をいただきながら、交差点改良も行ってきております。今後も、さらに交通安全の確保のため、危険な交差点の改良には取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、2点目の一時停止の道路標識等に気づかず事故になるケースもあるのではないかというようなことですが、標識や道路標示の改善につきましても毎年、各自治会の交通安全協会支部長さんをお願いをし、自治会内での交通安全施設の改善要望をいただいております。これらに基づきまして現地を確認し、町で実施するものにつきましても町で実施をしてきております。

ご質問の中にありました一時停止の標識につきましても、公安委員会が設置するものでご

ざいまして、これらにつきましては警察のほうと現地を確認する中で実施をしております。また、交通安全協会支部からの要望だけでなく、町の担当者が町内を巡回する中で、必要な箇所については対応をしております。ただ、目の届かないところがあるかとも思いますので、具体的な箇所等、またご連絡をいただければ現地を確認して、関係機関と調整して対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、3点目の雁田地区の交差点の場合、中野方面からの通過者が多いと思われるという中で、通勤での通過者への一時停止の呼びかけも必要ではということもございますが、3点目の雁田地区の交差点につきましては中条、雁田地区の岩松院線交差点でございます。以前から事故が発生していることから、一時停止の看板の改修や停止線、あるいは交差点内のカラー舗装化など、対応を相当してきたつもりでございます。また、10月21日開催のコミュニティの町政懇談会では、そのときは事故が減ってきているというようなお話もいただいたんですが、それ以降、11月に入りまして交差点での交通事故が続けて発生したと須坂警察署のほうから連絡がありまして、去る11月の17日に現地で対策の打ち合わせを行ったところでございます。その際、対策として須坂警察署では、中野方面の一時停止標識の改善を検討するというところでございます。

また、小布施町では岩松院線のほうにですね、ここに交差点があるんだよという標識を設置するようにというような打ち合わせをしております。また、交差点事故の時間帯等を警察にお聞きしてみますと、必ずしも通勤者による事故ではなく、観光に訪れた方が絡む事故とも聞いております。そうした中で、交差点の標識、町でやるべきこと、早急に設置をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） ただいまお答えをいただいたわけですが、1つ目の質問のお答えですけれども、カーブミラーや停止線を設置、あるいは安全施設の設置、一時停止などの交通規制等行っていると、そういった対応をされているということではあります。いろいろな対策をやっても、現状の例えば雁田地区の交差点などにおいては、一方が広い道路で優先道路というようなことでもあります。南北の通りについては非常に狭い道路というようなことで、非常に見通しの悪いところから車がちょっと道路側に頭を出すというようなところで追突するというようなことが起こっているというようなことで、こういった交差点についてはやはり今後、狭い道路を若干拡幅していくような方向というのがやっぱり必要ではないかというふうに考えます。そういったことで、やはり地権者の理解も必要だと思いますけれども、そ

ういった方向への取り組みはどんなふうに考えているか。

それから、2つ目の質問ですけれども、町外の車が一時停止の標識や道路標識に気づかない事故が多いのではないかと。中野方面からの通勤者の車が非常に多いというようなことで、そういった事故が多いのかなと思うと、先ほど答弁の中で、そういった事故よりも、通勤時間帯の事故よりも日中の時間帯の事故が多いと。いわゆる県外からの観光客とか、そういった方々の事故が多いと、これは小布施町もおもてなしのまちづくりというようなことで、町外あるいは県外から来ていただく皆様方に楽しんでいただきたいというようなことの中では、そういった皆さん方の安全な車の移動というものを確保していかなければいけないと。そういった意味では、やはり今後については信号機の設置というようなものも考えていく必要があるのではないかと、大変狭い道路で、そのような信号機の設置ということであると、なかなか設置に向けては若干そういった設置基準というものがあるのかとは思いますが、そういったことについてはどんなふうに考えているのかと。

それから、3番目の点についてですけれども、事故が起きている時間帯は、最近においては早朝の事故とか、夕方の事故というのがないようなふうにデータ的には出ているみたいですが、どうも見ていますと中野方面からの車が一時停止を怠って飛び出して行って、事故につながっていないケースもあると、私自身も現場を見ておりますので、そういったことからしてもですね、中野方面からの桜沢あるいは延徳の皆さん方にも一時停止をきちんとやっていただくようにという呼びかけをしていただく必要があるかと、こんなふうに思っておりますが、その辺についての対応についてお答えをいただきたいと思っております。

以上ですが。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 再質問にお答えします。

1点目の交差点、本当に事故が多いところについては、見通しがいいように改良したらということでございます。これも、先ほど申し上げましたが、関係者の皆様ですとか、地域の皆さん協力を得ながら必要なところをできるだけ対応していけたらというふうに考えております。

それから、雁田、事故の多い交差点、信号機の設置ということですが、警察のほうとも現場確認したりしながら、信号機の設置ですとか、そういった話も過去にも、今も出しているところもあるんですけれども、なかなか道路の形状ですとか、改良どのくらい必要なのかですとかというようなこともあろうかと思うんですけれども、できるだけ安全の確保ができ

るように、現状も見ていただければわかると思うんですけれども、中野方面からは一時停止の標識のほかにはですね、交差点があるから止まれとか、危険だとかみたいな看板が3つほど立ててございます。手前のほうも、カラー舗装で交差点がわかるような標示、交差点の真ん中もカラーになっておりますけれども、そういったことをやってくる中で、まだ事故があるということは、議員のご提案の信号機なんかも、また改めて警察のほうとお話は申し上げていきたいと思えます。

それから、通勤時間帯の事故については、去年のデータからいくと、それよりも日中の時間のほうが多かったというようなことなんですけれども、通勤者にその啓発ということでございます。これは、毎月5のつく日は安協のほうで交差点に立ちましてですね、交通安全の啓発をしております。通勤される方、日常的に通勤されているので、当然一時停止があるということは自覚しておるといふふうに考えております。今後、また5のつく日に、そういった交差点での啓発、地元安協等々と協力してやっていければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） 警察からいただいた資料によりますと、過去10年間で年平均人身事故は50件前後、それから物件事故については200件、合計年度でいきますと大体250件ぐらい起きています。10年ぐらいの間に2,000件の事故が起きてしまっているというようなことです。昨年については、大変多くて300件ぐらい事故が起きております。実は、ことしに入りまして、どういうわけかちょっと減っているということなんです。特に特別な改善をしたわけではないにもかかわらず、少なくなっているということで、大変うれしいことではあるんですけれども、これまでのいろんな事故について警察のご協力をいただいて、交差点での事故を減らすために、この事故の分析、どんな状況でどのような事故が起きたのかということの分析をきちんとやったほうがいいのではないかと、そういう点についてちょっとまたお答えをいただきたいと思えます。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 交差点での事故の分析を行って、その対応をという再質問でございます。

警察のほうと現場を確認する中で、まずどういう状況で事故が起きたのかというようなこともお聞きをしておりますし、交差点、一時停止を怠って事故になる場合と、やはりおっしゃるように一時停止して徐行して出ただけけれども、事故になってしまったというような場

合等々があるようです。そういったことも現地で確認をさせていただきまして、標識の位置ですとか、あるいはまた新たに交差点がそこにあるよという標識を立てましょうだとかというように警察のほうとお話をして、どちらかというところそういう指導、ご提案をいただいた中で実施をしてきているというような状況でございます。信号機ができると、一番いいのかもしれないんですけども、そういったことも含めて今後またお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） それでは、2件目の質問に入りたいと思います。

2件目ですが、雁田山は大雨による土石流の心配はないのか。

ことしの8月、広島で起きた土砂災害は行方不明51人、死者39人、合わせて90人という大変な災害でした。広島市安佐南区と安佐北区の6万8,813世帯、16万4,108人に避難勧告や避難指示が出され、うち385世帯、887人が避難し、床上・床下浸水は170戸、停電戸数は約830戸、断水1,066世帯に及んだと報道されています。

須高地区での土石流災害となると、昭和56年8月23日に仁礼地区の宇原川で起きた土石流災害で6名ほど亡くなられております。身近に起きた災害であり、ショッキングな出来事でした。このときの雨量は97ミリだったとされています。狭い谷あいには100ミリほどの雨が集中的に降れば土石流となり、災害をもたらすことは明らかです。

町は雁田山があり、一般には石の山として知られており、誰もが土石流など起きるわけがないと信じています。しかし、最近のゲリラ豪雨は全く想定できないような事態を引き起こします。雁田山においては、大規模な土石流災害は考えにくいところですが、小規模な土石流災害あるいは鉄砲水のような災害は起こり得るのではないかと心配されます。

そこで、1つ目の質問ですが、土石流あるいは鉄砲水等起こるとすれば、どの程度のものを想定しているのか。

2つ目として、避難勧告、避難指示を出す目安となる雨量はどのくらいか。

3つ目として、雁田山には雨量計は設置されているのか。

4つ目として、雁田地区の住民の皆さんには、土石流、鉄砲水等の災害が心配される際に出される避難勧告、避難指示についての説明はされているのか。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

〔行政経営部門グループリーダー 山崎博雄君登壇〕

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） それでは、私のほうから雁田山における大雨等の土石流についてご答弁させていただきます。小布施町での大雨などにより土石流が発生するおそれがある危険箇所は、雁田山山麓に沿い南北に6カ所があります。対象区域は、平成21年3月に作成したハザードマップを全戸配布させていただいております。

この6カ所は、平成17年度に土石流の恐れのある土砂災害警戒区域を県で指定しており、この土砂災害警戒区域それぞれに特に著しい危険の恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定しております。警戒区域の中には、現在美術館が1つ、寺院が2つ、工場等が2つ、住宅が2戸あります。特別警戒区域にはありません。

雁田山は地形上、水がたまって一気に流れ出る鉄砲水は生じにくいと思われませんが、大雨による土石流が生じる恐れがあります。災害が起こった場合には、土砂災害警戒区域にある家屋の損害や人命の危機にかかわる、または農地に多くの土砂が流入することにより農作物被害及び農地の荒廃等の被害が想定されております。

次に、ご質問の避難勧告及び指示を出す雨量についてでございます。

災害時において、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため、必要と認められたときは当該地域住民に対して町長が避難のための勧告及び避難指示を行うこととしております。町では、高齢者等の災害時要援護者に避難の時間がかかるものに対しては、より早目のタイミングで避難を呼びかける必要があることから、避難勧告の前段階として避難準備情報を発表することとしております。避難勧告、避難指示は雨量のみで発令するものではなく、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報が参考にされます。

ちなみに、土砂災害警戒情報は大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに発表され、2時間先までの予想雨量が1時間に45ミリ、土壌雨量指数基準、土壌に含まれる雨量の基準です。103を超えたときに発表されることになっております。

町では、この発表に加え、土砂災害に関する避難勧告は現地からの情報提供や防災関係者の現地確認により、斜面のひび割れやはらみ、異様な音、小石が落ちてくるなど、土石流の可能性が高まっていると判断したときに行うこととしております。さらに、前兆現象が頻発し、土砂の移動、流木の流出など、土石流が発生する危険性が非常に高いと判断されたときは、避難指示を発令することとしております。

続いて、雁田山の雨量計についてのご質問ですが、現在役場庁舎に雨量計を設置しておりますが、小布施町の場合、平たんな地形で標高差が少なく、面積も限られており、場所によってそれほど雨量に差異はないことから、雁田山には雨量計が設置されておられません。また、

雨量は河川の増水に伴う地域を含め、長野県河川砂防ステーション等のホームページでも確認することができます。

地元住民である雁田地区等への避難勧告指示等の説明についてでございます。平成20年度と25年度に町総合防災訓練にあわせ、土砂災害を想定した訓練に参加していただいております。具体的な訓練を実施しております。訓練内容を町と須坂建設事務所が協議して情報連絡訓練、町職員や消防団員の雁田地区への派遣、避難訓練等を実施しております。今後、地元の方々にもご協力いただき、被害情報の収集について、防災訓練の中で連携方策を検討したいと考えております。

また、10月に企業の皆さんの協力で全戸配布させていただいた安心安全マップの中でも、土砂災害について町民の皆さんにお知らせをしております。この地域では、毎年6月ごろに危険箇所点検として須坂建設事務所、須坂警察署、須坂市消防本部及び町の関係職員等が合同で土砂災害警戒区域の巡回点検を行っております。今後の土砂災害に対する備えとしていきたいと考えていますもので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） ただいまご答弁をいただきましたが、雁田地区の土石流に関しての土砂災害警戒区域、この中にはただいま説明いただきましたように美術館、寺院、工場、住宅等、合わせて7件ほどあるわけですが、このハザードマップ等を作成した時点においては、専門家に判断をしていただいて、その区域を設定されたものと思われましますが、山裾からどの程度まで災害が及ぶと想定されているのか、山裾から例えば10メートルとか100メートルとか、どの程度まで災害を想定されているのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、3つ目の雨量計についてですけれども、それぞれ避難勧告、避難指示あるいは土砂災害警戒情報を出す際に、役場に設置されている雨量計をもとにということなところだろうと思うんですけれども、それで適切な判断ができるかどうか。やはり最近のゲリラ豪雨というのは、非常に局地的に雨が降るというようなこともありますので、ただいまの説明のように小布施町のような平たん地などというようなことでなく、山際においては広島の場合もありますので、山に雨量計を設置して判断をするというようなことが必要なのではないかと、そんなふうにも考えますが、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） 土砂災害区域の距離等のご質問でございますが、今現在、距離というのはちょっと明確にしてございませんが、面積6カ所あるうちに、それぞれ10ヘクタール及び5ヘクタールの範囲の中で面積が規制されてございます。この土砂災害警戒区域に関しては、土砂の流れ込む区域ということで判断いたしておりますので、その中で先ほど言った美術館、寺院等があるというものでございます。

先ほど、議員ご指摘のとおり、平成17年のときには指定区域ということで、この関係者の方々にもご説明をしてあり、指定をしておりますもので、引き続き土砂災害時の対応に対しては、間違いがないように対応していきたいと考えてございます。

続きまして、雨量計の関係でございます。議員おっしゃるとおり、確かに地域の局地的な雨量というものが昨今では考えられる場面があると思います。今後、地域ごとに差異があるかどうか、雨量についてちょっと調査をさせていただきたいと考えております。

ただ、先ほど言いましたように勧告、避難指示等に関しては、雨量のみで判断しているわけではございません。現地の状況を的確に把握しながら判断するということが必要と考えておりますもので、先ほども申し上げたとおり対応に間違いがないように災害時には対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） 避難勧告、避難指示、あるいは警戒情報を出すについては、町の雨量計あるいは長野県、長野地方気象台が共同で発表する警戒情報等を参考にして、現地へ確認に行くということですが、この現地へ確認に行き状況を見て判断することなんですかけれども、その辺のところは県や長野地方気象台で、そちらが出された警報で大丈夫でしょうか。独自に町として判断して素早く対応する必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

それから、土砂災害警戒区域の指定がされている区域というのがハザードマップにも示されているわけですが、先ほども質問しましたが、山裾からどのくらいの距離までか、その辺のところ数字ではっきり示されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、ただ区域が指定されていますと言われても、どなたもわかりにくいと思っておりますが、すみませんが、お願いします。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） 雨量の関係でございます。県の対応で大き

夫かどうかというご質問でございますが、それだけのみの判断、診断でなく、私どもとしても十分雨量の状況等も判断しながら、その中で対応していきたいと考えてございます。何度も申し上げたとおり、その中で県の情報も一つの判断として災害に備えるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、土砂災害の区域の状況でございます。先ほどヘクタール、ちょっと申し上げたんですが、災害の距離的には先ほど災害の入っている寺院等から上部に100メートルくらいの距離のところから土砂が流れ込むということで判断してございます。それぞれ6カ所があるうちに、距離的にはいろいろ変化がありますが、長いところで100メートルくらいの範囲ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○8番（川上健一君） ただいまの避難勧告、避難指示に対する判断についてですね、県、それから地方気象台等の情報をもとにということでもありますけれども、やはり広島の大災害においてもちょっと対応が遅れたことによって、あのような大災害になっているということを考えますと、これからの地方の市町村なりの判断というのは独自にやっぱりそういったものに対してはきちんと早目、早目の判断をしていく必要があるんじゃないかと思っております。その辺のところ、取り組むのか取り組まないのか、早目の判断をしていくのか、その辺のところをお答えいただきたいと思っております。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） 議員ご指摘のとおり、十分今後の対応を練って対応をして判断をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関谷明生君） 続いて、一括質問方式で通告のありました10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 若い世代の定住促進の施策の充実を求めまして質問をいたします。

平成22年の国勢調査によりますと、我が国の人口は1億2,806万人で、前回の平成17年の調査より15歳未満の年少人口の割合が下がり、65歳以上の老年人口の割合が増しました。

今後は、より一層その傾向は大きくなると思います。また、長野県の高齢人口の割合は27.4%であります。大都会の東京都の割合は21.3%でありますので、その差は6.1%と大変大きく開いております。町の働き手、担い手である若者が大都会に転出し、その若者を苦労して養育した親だけが地方に残っているという状況であり、今後も地方では少子高齢化社会がますます進むと考えられます。まさに、若者が大都会に吸い取られるという現象でもあります。このような傾向は、当然我が町でも同様であります。

ご承知のとおり、若い人が少なくなりますと、町の経済力が低下し、活力やにぎわいも弱まります。加えて、誕生するお子様も少なくなり、子供の歓声が減少してしまいます。よって、町内で生まれ育った若者には、小布施にできる限り残っていただき、加えて田舎暮らしを魅力を感じる若い世代には小布施に来て住んでいただくことが喫緊の課題でもあります。このようなことは、一部の大都会を除いて全ての市町村の共通の課題であり、それぞれの自治体がお互いに競り合い、知恵を出し合っているところであります。

幸いなことに、小布施町は全国に先駆けて若者会議は既に3回を重ねました。加えて、昨年に引き続き小布施サマースクールbyH-L A Bも開催され、多くの若者・学生に小布施の魅力を知っていただき、将来、小布施への若者の定住の夢と希望の道が開かれております。しかし、現在の小布施町では定住を希望する若い世代の受け入れ体制が整い、充実しているか、私はいささか疑問であります。

そこで伺います。現在、若い世代の新規定住者は小布施町に何人おられるのか。

新規定住者の住居の状況は現在どうなっているのか。

新規定住者の中の新規就農の若者は3名、本年度より農業経営を始め、また4名は来年の春より農業経営を始めます。それぞれの準備の状況等はどうか。

平成26年度の予算では、6名の新規就農者の受け入れを予定して、450万円の予算が計上されました。たしか10月6日から10月31日の間に応募の受け付けをされたはずであります。何名の方が応募され、何名を採用する予定なのか、お聞かせください。

新規定住という中には、いろんなパターンがあると思われれます。例えば、長野に勤めているサラリーマンが結婚を機に小布施に新居を構えようという、そんなパターン、あるいはITの時代ですので、職場は東京だが住居は小布施に置く、あるいは都会を離れ、小布施で新規に農業を始める等々、いろんなパターンがあります。今回は、新規就農の状況につきまして、私の承知している範囲で申し上げたいと思います。

ある青年は、2年前に新規就農の研修で小布施に来られました。そして、この春、大阪か

ら花嫁さんが来られ、この結婚を機に農業をするためにはどうしても作業所がなければだめだということで、集団住宅でのアパートではなく、空き家を探しておられました。夏、月7万5,000円の空き家が見つかりました。農地を借り、農機具を借り、そして月々7万5,000円の家賃の支払いは、新規就農者にとってはそれは大変なことだと私は思いました。

そこで、私は彼に家賃の安い古いお家を借りて、そこをリフォームして使うことを提案しました。若い2人は賛同して、その話を進めたわけであります。ところが、リフォームをするための資金がないわけであります。金融機関にお願いしたり、いろいろ手を尽くしましたが、その資金が集まらないで、やむを得ず断念をせざるを得なかったわけであります。その若い2人には大きな志がありますが、やはり実績がないわけであります。信用がないんです。当然、金融機関だって誰だって、お金を貸してくれるところはないわけであります。

もう一人の青年は、独立をして借りている農地の一部に地主さんの許可を得て農作業所をつくりました。これまた資金がないので、古材や古い物をいろいろ頂いた中で、自分で手づくりでつくった粗末な作業小屋であります。作業所とは言えない、小屋であります。それをつくり、近くから電気を借りて、夜その作業小屋で一生懸命荷づくりをして頑張っておりました。

ところが、ご近所から知らない若い男が粗末な小屋みたいところで夜遅くまで電気をつけて何かをやっていると、非常に不気味だと、何か心配で安心して寝れないというような、そんな話が出てまいり、そんな苦情の中で彼はやむを得ず、その場を撤去しました。もし、地元の青年が夜遅くまで電気をつけて農作業をしていたら、きっと一生懸命やっているということでお褒めをいただけるのですが、やはり新規就農者ゆえに実績も信用もないわけであります。これとて、ご近所の皆さんを責めるわけにはいきません。これが実情であります。

また、ある若いご家族が小布施に来てくれました。全国各自治体で新規就農を募集している中で、あえて小布施を選んで来てくれました。それは何かとお聞きしましたら、新規就農者の説明会で役場の担当者から、お子様が保育園へ入園する希望があるんでしたら、今度保育園を案内しますからと言われたそうであります。後日、ご家族で保育園を見学するため、小布施町を知るために遠路、来町されたそうであります。

当日は、日曜日にもかかわらず、担当者と保育園の園長が親切に案内をしてくれたそうあります。帰りがけに園長が、お子さんに対し、春になったらこの保育園で一緒に勉強しようねと声をかけてくれたそうであります。それから、お子様が小布施へ行こうと言うもので、いろいろなところを検討しましたが、子供の「小布施に行こう」という言葉で小布施を選ん

だそうであります。そして、その子供はこの春、栗ガ丘小学校のピカピカの1年生になります。これこそ、地域創生部門の担当者と教育部門の担当者の連携プレーの結果、若い世代が小布施に定住することになったわけであります。

しかし、この若い家族にも来年の春、独立をするわけであります。それを前にし、住む家を探しています。作業所も探しています。また、農地も探しています。それがしっかり確保できるのかどうか、今不安の日々を送っているのが現実であります。

全国の各自治体が若い世代の定住を積極的に求めています。そんな中で、全国の各自治体の中から、あえて我が小布施町に人生を託し、大きな希望と期待を持って小布施においでいただく若い世代であります。その若い世代は、知らない土地での小布施であります。多くの障害にぶつかって大変苦勞をしています。今こそ、小布施流のもてなし、そして温かい手を差し伸べるときだと私は思います。

若者が小布施町に定住するためには、多くの解決すべき課題があります。行政は、担当係だけではなく、役場の部門の垣根を越え、庁内全体で、また全職員で協力して対応をすべきです。加えて、本席の議員の皆さんのご支持もいただき、また関係団体、地域の皆さん一人一人のご協力をいただき「オール小布施」、小布施全体で新規にお見えになる若い世代を支えていくサポート体制をしっかり確立すべきだと、今私は思います。そのことを今強く求めて、市村町長の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんは、大変お忙しい中をありがとうございます。ただいまの小淵議員のご質問に対してご答弁を申し上げます。

今ずっとお聞きをしておりました。実例として、3家族の皆さんのお話もつぶさに伺ったわけであります。そういう中で、こういうご質問ができるのは、日ごろから小淵議員が主とすれば新規就農者の皆さんに本当に温かいお手を差し伸べていただいているからこそ、こういうご質問ができるのだなと改めて認識をいたし、そのことに対して深い感謝を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、現在、日本全体で人口減少社会に突入しており、小布施町もまた例外ではありません。今後、自治会コミュニティが維持されていくこと、また現在の町の活性化、これを維持して経済力も高めていくということを思っても、若い皆さんのUターン、I

ターン、いわゆる定住促進、これを全力を挙げて行っていくことは町の施策としても最重要課題の一つだと強く認識をしております。

現在、少子化の中で毎年お生まれになるお子さんは80人ほどであります。これは大変ありがたいことに、小学校入学のころになりますと100人近くになり、3クラスが維持できているということ、これは大変ありがたいことであります。いわば社会動態的には若干のプラス傾向にあります。しかし、このことは政策的な手段によってではないという認識も持っております。つまり、私たちの努力によって、ありがたいことになっているんだということではないということでもあります。

一方、亡くなる方は毎年120人から140人いらっしゃいます。その分だけ、お生まれになる方あるいは外から入ってこられる方を加えても、人口は10人単位で減っていくという現状であります。

町内では、商工会青年部あるいは任意の団体、あるいは任意の企業、あるいは個人でお若い皆様のご活躍が大変目立ち、外のお若い方にとっても小布施の魅力は十分に発信されております。それから、今ご質問にもありました若者会議やH-LABによって、小布施という名前が都会を初めとする全国において、お若い方の中の口の端にも上るようになってきたという状況もございます。さらに、都会にお住まいの若い方で、地方定住を望まれる方が、これもまたふえてきているという現実もございます。まさに、ピンチの中のチャンスでもあるわけであります。

本年は、町制施行60周年ということで、この年を節目に新たな一歩として、この定住にかかわる問題を町民の皆さんにも共有していただくために、ことしの町政懇談会は「小布施町の将来を考える」という懇談会とさせていただきました。自治会コミュニティ単位でも、維持発展を同時にお考えいただきたいという趣旨からであります。その中で、多くの貴重なご意見をいただきました。今後引き続き、この地域の皆さんとの会合は続けていき、明るい危機感を共有しながら今後に備えたいと、小渕議員のおっしゃる「オール小布施」ということでの意味でもあります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、この2年ほど定住促進について庁舎内でさまざまな制度、方策を立て進めておりますし、実際に成果もあったわけではありますが、一部担当グループだけが行っている気味があるため、制度や方策が浸透していない、あるいは実際に移っていただいた皆さんに対するフォローが十分になされていないということ、今ご指摘いただいたとおりであります。また、現実であるというふうに思っております。これは一担当では

なく、全庁舎で部門の垣根を越えて情報を共有し、役場職員全員が担当という意識を持ち、行動が必要であると、ご指摘のとおりだというふうに考えております。

本日は、私一人が答弁をするのではなく、それぞれ部門長から、それぞれの覚悟と、それから具体的な施策と進め方を答弁してもらいます。再度申し上げますけれども、小淵議員には新規就農者の皆さんに対するフォローに対して、日ごろから心を砕いて行っていただいていることを、この場を借りてあわせて御礼を申し上げます。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

〔行政経営部門総括参事 田中助一君登壇〕

○行政経営部門総括参事（田中助一君） それでは、小淵議員のご質問ですが、行政経営部門としてどのように取り組んでいるのかという点について申し上げたいと思います。

先ほど、ご質問の中にありました受け入れ体制をどのように充実していくかというご質問でございますけれども、まずとても整い、充実しているとは言えないというような状況の中で、さまざまな取り組みをしているところであります。昨年、若い世代の移住者の住宅取得を支援しようと、定住促進補助金を制度化いたしました。これまでに、この制度を利用し、小布施町に定住されたご家族5件、申請者は全て40歳以下の方でございますが、お子様などご家族を合わせますと14の方がこの制度を活用して小布施町に移住しておられます。また現在、これに加えて8件の申請をいただいております、今後さらに27人の移住、定住が予定されております。今、必要と考えておりますのは、空き家の把握、それから仲介となる人でございます。また、地域住民としてご活躍いただくためには、入ってこられる前に地域の迎え入れるための準備も必要と考えております。

具体的に申し上げます。町政懇談会で明るい危機感を持って人口増加策を進めるということでお話を申し上げましたが、自治会でも空き家情報を提供していただけるというありがたいお申し出がありました。全部ではございませんが、そういう申し出をいただいたところがございます。まずは、これらの情報をいただき、空き家バンクをつくりたいというふうに考えております。と同時に、自治会にお伺いし、自治会の決まり、あるいは負担しなければいけない区費、あるいは出労ですね、そういったものをお伺いした中で、空き家バンクにこれらの情報を加味し、住みたい人と空き家、住みたい人と地域のマッチングを行う中で定住につなげてまいりたいというふうに考えております。お越しいただく人も、迎える地域もともに幸せになれる、そういった地域の折り合い、そういったものを事前につくってまいりたいというふうに考えております。

ここで重要なのは、地域の未来づくりというふうに考えております。この地域は将来、こういった地域をつくりたい、そういうお話をいただく中で地域の未来像をつくり、進めていくお手伝いをしてまいります。このような明確なビジョンづくりが今後の地域のつながりに大きな力となると考えております。また、宅建協会などを通じて須高地域で広域的に連携して空き家バンク体制を充実させるなど、必要な施策を講じながら小布施町においていただく環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

また、先日開催いたしました若者会議につきましても、全国からお集まりいただきました。今回は、新しい地方をつくるというテーマで行っております。若者会議も小布施町に若者の目を向けていただく大切な一つの定住促進事業と考えております。若者が集まる場があるという発信力が副次的に小布施の定住を後押ししているというふうに認識しております。

なお、全体的にオール小布施で役場全部がというところでございますが、先日予算作成の前に全てのグループの皆さんを集めて、グループごとにグループを分けてという場合もあったわけなんです、予算と絡めていわゆる定住促進についての人口の変化ですとか、それが及ぼす影響ですとか、現在の状況ですとか、そういったものについてお話をさせていただきました。それぞれに1回程度です、こういったものが全てうまくいくとは思いませんが、一つ一つ進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 小渕議員の若い世代の定住促進ということで、特に新規就農者、重点的にご質問をいただいております。まず、3番目、4番目の質問の答えをしながら、こちらのほうの対応を述べさせていただきたいと思っております。

小布施町、新規就農者支援事業として始めたのが平成23年度からになります。それ以降、国の青年就農給付金を活用しまして、今年度までに新規就農した方7名ございます。うち町内の方が3名、それからいわゆる町外の方が4名でございます。それから、現在研修中で来年から新規就農しようという方、こちらが3名ございまして、計10名というような状況でございます。皆さん一応、国からの支援の給付金を活用されております。

それから、町のほうからもアパート等、借家の助成ということで月2万円ほどの支援を申し上げております。現在の住宅の状況ですが、町内に自宅のある方は2件ございますけれども、そのほかは民間のアパートの方が6名、それからここで借家ができるというような方が1名、それから町で借用している家を活用している方が1名ございます。それまでは、あい

ている教員住宅等々も活用しまして、研修をしてきたというような経過もございます。

それから、4番目の今後の受け入れの状況でございますけれども、昨年2月に一応面接等をいたしたんですけれども、この4月から新規就農の研修を予定される方、残念ながら合格される方がいらっしゃいませんでした。ことしの募集の状況につきましては、先ほど小淵議員からありましたが、10月に募集をして2名ほど応募がございました。それぞれ先週、農家1人、2件の方にまた農家実習といいますか、受け入れていただいて、その受け入れてきた農家の皆さんのご意見等々もお聞きする中で、昨日面接を行っております。その中で、一応2人とも合格というようなことで、来年からまた2件、新しく里親の研修に入っていくというような予定でございます。

ご協力いただいております里親の皆さん、小淵議員もやっていただきまして本当にありがとうございます。今のところ、登録されている方は全部で32名の方登録いただきまして、それぞれ就農者の指導等々に本当によく当たっていただいております。質問3番、4番はそんなような状況でございます。

それで、やはり新規就農者の方もお聞きをしまして、現状一番何が困っているのかということで、議員のほうからもありましたけれども、倉庫、作業所のスペースが大変であるというようなことです。そんな中で、今現在、先ほどありましたが、畑にスペースをとってやられている方、あるいはハウスの中でとってられる方、それから町の公社で先行取得した土地がございまして、そこに物置がございまして、そちらを利用している方が2名ほどございます。それから、里親さんの物置を活用してもいいと言われる方が1名ございます。

いずれにしても、これから就農していく上では農機具、それから倉庫、それから将来的には住宅というものの取得も当然必要になってきます。その中で、特に新年度から、まず倉庫、物置の確保を町のほうでちょっと大き目なものでも借りられるものがあればお借りして、それを当面共同で使っていただくなど、そんなことを検討していきたいと思っております。それから、農機具の関係につきましては、一応中古ですとかというような形で取得をされる、あるいはそんなに頻度の少ないものは里親の皆さんからも一応協力的にお借りできるというようなことで、それほど困っているというような状況、今のところはちょっとお聞きはしていないんですけれども、いずれにしても農業を続けていくからには必要不可欠なものだというふうに考えておりますので、そういった新しいものの取得ですとか、あるいは共同で取得していただくような段取りですとか、また状況によっては町が取得してお貸しするとかというようなことも今後考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、住宅の確保、これは先ほど申し上げましたように今現在アパートに住んでいる方が一番多いんですけれども、先ほど田中参事のほうからもお話がありました、町内に空き家がないわけではないんですけれども、なかなかお借りできないとか、あるいは現状のままではちょっと使用するにリフォームが必要になってくるというようなこともございます。そうした情報の把握、それから改修に対してある程度の助成ですとか、支援とか、貸し付けとか、そういったことも今後考えていかなければならないのかなというふうに感じておるところでございます。

あと、全体的に農地の関係につきましては、結構里親さんの口利きみたいなもので現在確保をされている状況が多いです。また、できれば研修中にもう自分の予定地を確保してですね、一緒にその研修の中でつくっていくというようなことも考えられるのではないかとこのように思っておりますけれども、いずれにしても里親さん、あるいは農業委員会等々通じて農地のほうの情報も把握しながら、皆さんが速やかに就農のほうに移っていけるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） それでは、私からは健康福祉部門が所管します業務についてお話をさせていただきます。

私ども健康福祉部門では、そこに住まう皆さん方の暮らしを支えるという部分について、定住促進につながるよう進めておる部分がございます。これら事務事業につきまして、実際に現在実施している状況、それから部門として今後進めてまいりたいという部分についてご説明させていただきます。

まず、若い皆さん方の定住促進につながる部分として、実際に子育てがしやすい環境づくりといったものについて、現在取り組んでおる事業でございますが、1つには福祉医療制度というものがございます。これは県と共同事業の一環でありまして、長野県では通院については就学前まで医療費の無料化、あるいは入院に際しては小学3年まで医療費の無料化といったものを行っておるところであります。町としましてはそこに上乗せをかけまして、現在高校卒業時まで医療費の無料化といったものを図っております。

また、これは新型インフルエンザが数年前に実際発生したんですけれども、それに先立ちましてお子さん方のインフルエンザからの予防といったものを強化してまいりたいということで、中学卒業されるまでのお子さんを対象に任意接種に対しての接種費用の助成といった

ものを行ってきております。

また、これは乳幼児を抱えるお母さん方を対象とした事業になりますけれども、全ての新生児を対象としまして町保健師によります相談活動を行っております。これまでは、第1子の出生児を対象としておりましたけれども、平成21年度よりは少子化の中で全てのお子さん、出生児を対象にした訪問による発育などの相談に応じております。

また、特にこれは定住される方々が多分抱える課題として懸念されるのではないかなと思うんですが、核家族化あるいはまるっきり知らない土地に見えられて、例えばお母さんが妊娠期である、あるいは出産直後であるというような場合の相談相手がいらっしゃらないというようなことから、これは傾向として今非常にふえてきているということもあるんですけれども、産後鬱であるとか、心の病を抱えてしまうというケースが生じております。

これらに対しまして、町としましても、これは町に産科医がないですが、幸いに須坂病院のご協力を得る中で、先ほど申し上げた保健師の赤ちゃん訪問、こうした活動の中でお母さんとの聞き取りを通じて、早期に医療につなげることが必要な方については、須坂病院と連携を図る中で、こうした方々の早期発見、予防といったものにつなげておると、これら事業を昨年より行っております。

それから、乳幼児の皆さんの健康診断、これを行っているんですけれども、この中に昨年からは眼科検診を、これは町独自で取り入れてございます。これは、これまで眼科、特に赤ちゃんのときの眼科についてはなかなか把握が行えなかったということがあるんですけれども、視能訓練士ですね、この方による眼科検査を実際に昨年より実施しました。そうしたところ、結果として近視、遠視、乱視ですか、そういったことが早期の発見につながっております、お母さん方からも非常に感謝の言葉といったものもいただいております。

それから、今後検討をしなければならないかなというところがあります。これはもう以前から行っている不妊治療の拡大事業がございまして、現在は長野県が行っています不妊治療助成事業、この枠に入らない方を対象にしておりますが、若干その助成枠が少ないのではないかとご指摘もある中で、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

それから、広く、特に若いときからの健康増進ということで、ウォーキングによります健康づくり活動に取り組んでおります。過日もハートヴィッヒ・ガウダーさんを招いての講演会といったものも行ったわけなんですけれども、昨年、幸いなことに町内で自発的にこの健康づくりに取り組まれるクラブといったものも立ち上がりました。今後、こうしたクラブ活動といったものの支援を図ってまいりたいというふうに思っております。

それで、特にこの事業につきましては、将来的に歩くこと、特にこの町の魅力をもって歩くことが1つのこの町の魅力として情報発信につなげてまいりたいと、そのことによってですね、歩くことプラス医療、これはリハビリでありますけれども、それとか地域の食、あるいは住まい、滞在と、こういった各分野に積極的に取り組まれている方々の人材育成といったものにつなげてまいりたいとも思っております。そうしたことから、1つの産業化といったものも目指してまいりたいというふうを考えております。そうしたことが、この町のまた一つの魅力となって、若い皆さんに定住について選択し得るまちづくりにつながるよう進めてまいりたいと現在考えておるところでございます。

健康福祉からは以上です。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

〔教育部門総括参事 池田清人君登壇〕

○教育部門総括参事（池田清人君） それでは、定住促進につきまして教育委員会の取り組みを私のほうから説明させていただきたいと思えます。

教育部門では、新たに小布施にお越しいただける方や、今お住まいの町民の皆さんが住みやすく魅力を感じていただける町の姿というものをイメージし、描きながら「子育てをするなら小布施町で」ということをキーワードとしまして、他の部門と連携しながら子育て支援あるいは教育の充実に努めてまいります。また、同時に今まで培われてきました文化あるいはスポーツなどを中心とした特色ある町、人づくりを進め、さらなる魅力あるまちづくりにつながるよう、議員ご指摘のとおり知恵を絞って充実に努めてまいりたいというふう考えております。

ポイントとして、3点ほど上げさせていただきますと、1点目としまして生きる力をはぐくむ教育など、特色ある教育、また学校教育の振興などにより、若い世代の移住促進をしてみたいと。2点目として、厚く応える子育て支援の充実であります。3点目として、先達が培ってこられました歴史や文化によるまちおこしを礎とした町民の皆さん協働による教育、文化あるいはスポーツ活動によりまして、光輝くまちづくりを推進してまいりたいという3点でございます。

幾つか具体的な例を申し上げますと、1点目ですが、特色ある教育に関してですけれども、初めにふるさと学習の推進であります。児童・生徒にとって、生活基盤である郷土について、地域住民の方や農協あるいは東京理科大生ほか多くの皆さんの指導や協力を得ながら学んでおります。例えば、栗ガ丘小学校では伝統の巴錦の栽培、果樹や稲作の体験、小・中学校の

理科大ワークショップなど、大学生や若者との交流事業などがあります。こうしたふるさと学習について、今後新たな取り組みも踏まえ、進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目に、特色ある行事や活動を推進してまいりたいというふうに考えております。栗ガ丘小学校の金管バンドあるいは中学校の吹奏楽のクラブ、地域の指導者を講師とした一弦琴の演奏活動、あるいはそれぞれの地域で取り組んでいただいております育成会の活動、また小布施町で盛んに行っていただいておりますスポーツ少年団の活動等でございます。今年度は、児童・生徒あるいはPTAの皆さんが若者会議の参加者あるいは小布施サマースクールbyH-LABの学生との交流も行われておるところであります。

次に、町の幼稚園、保育園、小・中学校相互の連携と一体としての幼保小中一貫教育の推進がでございます。園児と児童・生徒の交流あるいは小・中の清掃活動の体験交流、また小学校6年生の学習プリントを中学生が添削する青ペン先生などを行っておりますが、今後さらなる事業を展開してまいりたいというふうに考えております。今年度におきましては、小学校長を会長にしました一貫教育推進委員会で、新たにグランドデザインの作成や事業を推進してまいったところでもあります。

次に、コミュニティスクールの推進があります。地域住民が学校教育に対して支援や評価、あるいは教育活動に組織的に参加をしていただくことでありまして、現在準備委員会を設置して検討を進めておるところであります。以上、4点を述べましたが、事業の見直しや新規事業なども今後検討して、特色ある教育をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

2点目の子育て支援の充実ですが、顔が見える小布施町のメリットを生かして、幼児期から学童期まで子供にとって最適な子育て環境を整えて、子育てを応援していくことが安心した暮らし、住みよいまちづくりにつながるものと考えられ、若い世帯の移住促進に効果があるものというふうに考えております。

現在、子育て中の親同士の交流や情報交換の場として活用していただいておりますエンゼルランドセンターは、小布施の子育ての大きな特色の一つであるというふうに考えております。土日・祝日も開所していることから、近隣市町村の利用者も多くお越しいただいており、小布施町への転入の契機になるものと考えております。現在建設中ですが、今後もより安全で安心して町民の皆さんが快適に利用できるよう、事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保育サービスにつきましては、保護者の保育ニーズに対応できるよう、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスを行ってまいります。幼稚園におきましても、今年度から朝7時半、それから降園は夜の7時まで延長しまして、子育て世帯のニーズに対応しております。保育室の増築工事等によりまして、未満児保育の受け入れ枠を拡大することにより、さらに子育て家庭の援助を充実させて、引き続き待機児童ゼロの取り組みを推進してまいりたいと、希望される全ての保護者の皆さんのニーズに応えられる体制を維持してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、幼保一体となった認定こども園に向けた取り組みにつきましても、平成28年度の開所を目指して取り組んでおります。また、放課後の児童クラブも保護者の要望をお聞きしながら推進しております。こうした事業をきめ細かく充実させまして、子育てを支援してまいりたいというふうに考えております。

3番目の文化面でありますけれども、みずから選択した自立の道を歩んできた私たちが小布施町に住んでよかったと幸せを感じていただけるまちづくり、そして誇りを持って住んでいただけるまちづくりをさらに進めるため、町民力を結集して今後も築き上げてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 町長を初め、地域創生、健康福祉、行政経営、教育部門、それぞれの部門のしっかりした取り組みをご紹介いただきまして、我がまち小布施の若者の定住に向けての真摯なる態度あるいは熱意ある姿勢を痛感いたしました。ぜひ、進めてほしいと思うものであります。それにつけて、質問をさせていただきます。

まず最初に、行政経営のほうで空き家バンクを設置して、あいているお家と希望するお家をマッチングしていただくというようなお話でありまして、まさに小布施町にはあいている家がうんとあります、いっぱいあります。町のホームページの住宅の紹介のページには、空き家が1件掲載されていて、2,000万円で売却という、その家1件だけであります。この空き家バンクがそんな程度のものではないということは当然私は期待しておりますし、ただここに空き家がある、ここにある、ここにある、ここにある、そんなの何戸載せたところで、その家へ住めるまで、やはりきちんとサポートしなければ意味がないんです。空き家の情報なんかいっぱい出ても、借りたい人がいっぱい出ても、マッチングしなければだめなんです。できないんです。

なぜかという、借地借家法が1つのネックになるんだと思います。その法律は、ご存じのとおりですが、借りる方を保護するという見地に立っておりますので、新しい家を、新しいアパートを借りた場合には、そんなに水道もトイレも壊れないからスムーズにいけるんですが、古い家は入ればもともとから水道はよくても電気がだめだとか、クーラーがだめだとか、必ずいろんなものを修理していかなければならないわけです。古いから安い家賃でお貸しし、あれが壊れたから直してくれ、ここが隙間が風が吹くから直してくれと言われたんじや、とても大変だから、それだったら貸すのをやめようという、それが現実が多いと思います。

そこでは、もう話が終わるんで、そこを中へある組織なり、ある機関が入って、いやこれは責任持って、あれを直せ、これを直せとは言わないと、自分たちでもう後何とかするから、安い家賃でお貸してくださいという、その保証がない限り、やはり貸す側は非常に大変なわけでありまして。そういう意味では、若い世代がよそから来て、この家を貸してくださいといっても、どんな方だかもよくわからない。そして、入居していただいたら、あれがいけない、ここも直してくれ、あそこも直してくれと言われたら、とても大変だから貸すのはやめようとなるんです。そこへ入る人がちゃんとそれを保証するという、その部分が私は必要であると思うんです。それがなければ、空き家バンクに何件登録されたって、そこへ住むような形にはならないと私は思うんで、その辺せっかく空き家バンクをおつくりになるんであるから、ただ物件を紹介するのではなく、きちんと入れるような形まで面倒を見るという、そういうことをお願いしたいと思います。

それから、地域創生の参事の説明見ますと、新規就農をする方でアパートに住んでいる方が6名おられるというようなご説明であります。先ほど、私も申しましたけれども、アパートでは作業所をつくるスペースがないわけでありまして。駐車場をつぶして作業所にすれば、そこが駐車ができなくなるし、美観的に見てもアパートの駐車場に作業所は絶対つくれないわけでありまして。そうなると、空き家が用意できない、空き家が見つからない。だったら、6人の方は農業をどうやったら、これはまさに作業所なり倉庫が必要なんです。それは地域創生の参事もお認めになって、検討をするという非常にすばらしい言葉をいただきました。

どういうふうに検討するのか、私もちょっと想定できませんが、4月から農業を独立するんです。4月から作業をする、あるいは農機具を入れる場所がない、今必要なんです。遅くとも1月中に、この場所をどうぞと、ここの場所はどうかと、こういうものが提案されなきゃね、検討します、予算は4月から執行ですから4月から始めます。そんなもの、もう絶対、

手遅れです。やはり検討じゃなく、もうやるんだと。だって、新規就農で農業をやるのに倉庫も作業所もないで農業をやれというほうがおかしい。

そういうことで、都会やそこらじゅうの新規就農者に小布施へ来てくださいと、小布施ではいろいろなサポートします。本当にそれがサポートになるんかね。そういう意味では、私はもう12月です。1月中にはきちんとしたところをやはりしっかりとアパートを借りている6人に提案すべきだと思います。

現在、先ほどの説明で2名の方が町のあいている施設を借りてやっておられるという、私はそれも承知はしています。電気はないです、電気がないの。水道はあるけれども、使えばお金がかかるというんで、ポリタンクを持ってきてやっているんです。トイレはどうしているか、公衆便所を探して、そこへ飛んでいくんです。これが今2人が使っている作業所の実態なんです。作業所、2人は一応あるからいいと言えるんでしょうかという点が私は疑問なんです。

その点も含めて、せっかく小布施へ夢を持って、この地で骨を埋めるつもりで来た若い世代が行き詰って、いつの間にかいなくなる、そんなかわいそうなことをしたら、彼らの青春、5年間なり何年間を犠牲にしちゃうんです。そういうことで、差し当たっていろんな問題あるんですが、倉庫の問題についてはしっかりとやはり対応して、新年明けたら来春の作付けを楽しみにできるような、そんな形に彼らを導いてあげていただきたいと思います。

以上についてお願いします。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

○行政経営部門総括参事（田中助一君） ただいまの小渕議員の再質問にお答えいたします。

まず、修繕の関係ですが、今のお話ですと、いわゆる就農の関係と、それから町のいわゆる今の制度を利用した定住の関係とで一緒にしないほうがいいのかという感じがいたしました。

今現在、定住促進の補助金を見込んでおりますのは、いわゆる中古住宅を取得する場合と、それから修繕する、リフォームする場合に分けておまして、それについては補助金の対象となっております。ただ、いずれにしましても、これについてはいわゆる頑張ってくださいねという、そういうきっかけを生むような、そういう体制になっておりますので、とてもそれを支えるですとかいうことにはなっておりません。

つまり、その部分で補助額というのは10万円程度でございますので、例えば100万円以上の修繕に対して10万円の補助金を差し上げますという、そういう制度の組み立てになってお

りますので、とても町がお越しになる方の全ての面倒を見てですね、修繕をしてお渡しするという事は、この中では想定を今しておりません。

先ほど、いわゆる空き家の把握等、仲介となる人ですということで私申し上げました。空き家バンクは、あくまでそういう空き家の状況を地域の皆さんが受け入れてくださるという部分もありまして、手厚い情報を提供しようということで、空き家バンクをつくってまいりたい。もう一つはですね、やはりそれをきちんと仲介するものについては、議員おっしゃるとおり町ではできません。いわゆる資格を持った方々にお願いをしてまいらなければならない。ただ、空き家バンクをつくったから、じゃお願いしますというつもりではなくて、やはりその中で地域の皆さんとつないでいく部分については、やはり町が責任を持って仲介をしていかなければならないと。

ただ、実際の物件の売り渡しですとか、そういったものについてはやはり資格を持っている方をお願いをしなければいけないということで、須高の宅建協会とも連携をしてというふうに申し上げたところでございます。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 再質問の中で、倉庫、作業スペース、早急に確保を図れということでございます。こちらのほうは、早急に確保してまいりたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 行政経営参事のお話、私の真意が全然伝わっていません。私は、そんなことを全然言っているわけじゃないんです。空き家バンクの登録をやるだけだったら、意味がないんです。それで、私は行政にやれなんて言っていないんです。それをオール小布施の中で解決しようではないかというのが私の提案の骨子なんです。空き家のリストだけ並べたところで、絶対今の状況の中ではね、成立しないんです。それを行政ができない部分は、そのサポートチームの中のある部分が担ってやって、空き家が出た中で、それをどうやってつなぐかの努力が必要であると私は思うんで、行政に空き家を修理して云々なんていうことは、とても考えていませんし、町の定住促進補助金が先ほどおっしゃったように100万円のリフォームしたら10万円の補助金を出すという、今回のケースは100万円のお金もないからできないんです。この町のやっている定住促進の補助金は、2,000万円の土地と家を建てたら20万円補助すると。もともとお金があってできる予定な部分のところをちょっと後押しするだけなんです。新規就農なり、新規に定住を希望して来られる方については、それはそ

れでいいけれども、新規に定住で来ている方は、それさえないんで、その辺をぜひ考えていただきたいということでもあります。

以上。

○議長（関谷明生君） 今の質問は要望ではなくて、一応回答を求めるといえることですか。

○10番（小淵 晃君） はい。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

○行政経営部門総括参事（田中助一君） 失礼いたします。では、ちょっとお伺いしたいんですが、今のご質問の内容については、ちょっとはつきりしない点が、ちょっと私聞き漏らしている部分あると思いますし、大変申しわけないんですが、もう少し詳しく教えていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（関谷明生君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 空き家の場合は、リストを紹介するだけでは絶対成立しないんです。借地借家法という1つのものがあるんで、それを乗り越えるだけのものが必要なんです。それには、間に入る人が、やはりそれを保証する、そういう部分がなければ、なかなか成立しないと思うんです。そういうものを今回のオール小布施の新規定住者のサポート組織をつかって、行政ができない部分は行政じゃない部分でやっていただくというような形をつくってはどうかということであって、参事がおっしゃったように空き家を修理して貸せとか、そういうことを言っているわけではないということでもありますので、その辺で答弁をお願いします。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

○行政経営部門総括参事（田中助一君） すみませんでした。ちょっと私のほうで聞き足りないところがありまして、再度ご質問をしていただいたわけですが、議員おっしゃるとおり空き家のリストをつくるというだけではだめだということも理解できますし、またこういった制度といいますのはなかなかうまくいかないというのが非常に多いということも理解できます。やはりその中で、行政だけがやるという意味ではなく、いろいろな人のお力をお借りしながら、この事業を進めていくということも理解いたしますので、そのような努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（関谷明生君） 以上で小淵 晃議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（関谷明生君） 再開いたします。

9番、大島孝司議員から遅刻する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関 悦 子 君

○議長（関谷明生君） 順次発言を許可します。

13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） 皆さん、こんにちは、よろしくお願いいたします。

まず最初に、子育て支援の充実ということでの一般質問をさせていただきます。

子育て支援は、少子化対策として、また若者の定住促進、地域活性化に大きな影響を及ぼす事業で、国・県、各地方自治体でそれぞれ力を入れている施策であり、時代とともに変化する子育てに不安を持つ親、共働き家庭、ひとり親家庭、核家族化など、子育て事情の変化に対応した支援が求められている喫緊のテーマでもあります。まさに、子育て支援はこれからの町のあり方、魅力ある小布施、住んでみたい小布施のまちづくりを進めていく上で大きな課題であり、地域社会全体の責任と捉え、取り組んでいく必要があります。

小布施町では、子育て支援をさらに充実させるため、本年、エンゼルランドセンターの改築を行っており、就学前の子供とその保護者同士の触れ合いと交流の場としての利用開始が心待ちにされているところであります。

また、以前からいろいろな問題が指摘されてきた幼稚園と保育園とのいわゆる幼保一体化については、2006年10月から新たに認定こども園がスタートしています。認定こども園は、保育と教育を一体的に提供する幼保一体型の施設ですが、平成26年度では全国で1,359件、長野県では15件と認定こども園として認定されているだけであります。

国では、見込んでいた認定こども園の認定数が目標を大きく下回り、伸び悩んでいるため、新たに幼稚園と保育園を総合こども園に移行させる構想を出しましたが、とまらず、結局、認定こども園のまま消費税の税の引き上げを待って、2015年度をめどに認定こども園を充実させる方向となっています。これからの動きも不安定な状況が続く中、今後の進展が注目される場所ですが、早急に解決されなければならない問題であります。

そこでお聞きをいたします。

最初に、町の平成24年度の町政懇談会において、「保育園・幼稚園・エンゼルランドの将来計画について」というテーマでの懇談が行われました。そこで示された今後のスケジュールでは、平成28年度からこども園の運営を開始するという内容でしたが、現在、それに関する進展状況はどのようになっているのか、また今後のスケジュールについてをお聞きします。

次に、保育園の利用についてお聞きします。現在、2人の子供、年中さんと未満児を保育園に預けている母親が、3人目の出産、育児のため産休、育休を取得中で家にいたら、保育園のほうから保護者の方が家にいるのだから、未満児を退園させてほしいとの依頼をされたというお話をお聞きしました。幾ら家にいるといっても、生まれたばかりを含めた3人の子供の世話はとても大変だと思います。このようなケースこそ、行政の支援が必要ではないでしょうか。なぜ、保育園を退園しなければならなかったのかをお聞かせください。

次に、来年度の入園希望者の受付が終了している時期かとは思いますが、入園を希望している子供たちは全員入園できるのかどうか、待機児童の心配はないのか、現在の状況についてお聞きをいたします。

○議長（関谷明生君） 富岡推進幹。

〔教育部門推進幹 富岡広記君登壇〕

○教育部門推進幹（富岡広記君） ただいまの子育て支援の充実のご質問についてお答えをさせていただきます。

3つあるかと思いますが、まず1点目ですが、議員のお話のとおり子育て支援は町の重要な施策の一つになっております。町では、平成23年から26年まで次世代育成支援対策推進地域行動計画・後期計画、みんな主役で元気な子育てプランということなんです、その基本方針として5つございます。

1つ、子育てを支える地域づくり、2つ目としまして、親子の健康と成長を守る環境整備、3つ目、子供の個性と能力を伸ばす地域環境づくり、4つ、働きやすさ、育てやすさの推進、5つ目、子供の安全・安心の確保と、5つの柱を基本方針にさまざまな施策支援を進めてお

ります。

国も、急速な少子化の進行や待機児童の増加によりまして、保護者のニーズに基づき、安心して子を産み育てることができる社会を目指して、子ども・子育て関連三法を制定しました。この法律が市町村が幼児期の教育、保育、子育ての支援の充実を図るため、子ども教育・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、児童福祉法一部改正等関係法律の整備法に基づきまして、子ども・子育て支援制度を打ち出しました。この新制度は、幼稚園、保育園の2つの機能を持つ認定こども園制度を設けまして、待機児童解消につなげ、また幼稚園所管の文部科学省と保育園所管の厚生労働省から内閣府へ所管が移行されます。この新制度により、小布施町は平成28年度より幼保3園、全てこども園として運営を進めていくよう計画をしております。

今後の進展ですが、町民、利用者の皆さんからご意見をお聞きしながら、子ども・子育て支援計画を策定してまいります。今年度、わかば保育園に乳幼児受け入れ体制を整えるため、増築工事を行いました。また、現在建設に着手しております新しいエンゼルランドセンターが来春完成いたします。来年度は、栗ガ丘幼稚園に未満児を受け入れる施設の増設と給食室の整備を計画しております。これにより、児童の受け入れ体制に厚みが増し、幼稚園、2保育園、また新しいエンゼルランドセンターの4施設を連携させながら運営させることで、通常保育、延長保育、休日保育並びに一時預かり保育、ファミリーサポート支援などの保育体制は強固になるものと考えております。

2つ目の産休、育休取得中に保育園から未満児の退園を促されたなどと聞いているが、現状はどうかとのご質問ですが、保育園では今年度、保育事業運営方針に豊かな自然の中で子供一人一人を大切に、保護者や地域の皆様から信頼される保育園を目指すことを掲げ進めてまいっております。また、相手の気持ちに気づいたり、集団としての行動を身につける、遊びの中で友達と力を合わせ行動しようとする園児の年齢に合わせた保育目標を立てて、さらに個々の園児について健康、生活面、対人関係など保護者に様子をお伝えし、情報を共有しながら園児一人一人を大切に保育に努めております。

そうした中で、例えば育児休暇中で子供を持つ保護者の皆さんには、できるだけお子さんと触れ合う時間を持っていただくよう相談はさせていただいております。しかし、このことが議員のご指摘のように、「無理やり退園を勧められた」というような不愉快な気持ち、不快感を保護者に与えてしまったと思われ、大変遺憾であり申しわけありません。今後は、保護者の要望に沿うよう努め、ご相談する場合においても保護者とじっくり話し合いを持ちな

がら進めてまいります。冒頭でもお話ししました5つの基本方針を柱に、さまざまな施策、支援をこれからも進めてまいり、保護者や地域の皆様から信頼される保育園を目指してまいります。

3つ目の来年度、保育園の入園希望者は全員入園できるのかというご質問ですが、10月の町報等で来年度、幼稚園、保育園の入園募集をしております。現時点では、幼稚園と比較しますと保育園の入所者が多く、また3歳未満児の入所希望のほうが多い状況が続いております。

平成27年度、幼稚園入園希望児童数は定員160名に対し97名の見込みとなっております。保育園の入所希望児童数は2園合わせまして定員288名に対し、235名となっております。2園合わせた内訳を見ますと、5歳児は定員90名に対し64名、4歳児は定員90名に対し66名、3歳児定員が40名に対し36名、2歳児定員が36名に対し30名、1歳児定員20名に対し20名、ゼロ歳児定員12名に対し12名となっております。

3歳未満児の年齢別入所率を見ますと、2歳児では41.1%、1歳児が32.9%、ゼロ歳児17.4%、11月までの出生数と出生予定者を合わせて今の数字となっております。共働き家庭や育児休業明けに働きたいという女性が多いこと、子育てに対する考え方の変化や女性の社会進出が大きな要因となって、3歳未満児の入所希望者が集中していると考えます。

3歳未満児は年度途中の入所希望が多く、保育士1人当たりの保育をする児童数は法令によって定められております。ゼロ歳児が3名、1歳児が4名、2歳児が6名と限られております。そのため、保育士の安定的な確保も課題となっております。来年度の保育園入園希望者は全員入園できるかというご質問ですが、現在の状況から3歳児から5歳児の受け入れは十分可能と考えております。そして、3歳未満児の受け入れも入園希望者は全員入園できる現状と考えております。

今後も、転入、転勤、家庭事情により入園希望者の増加、年間の入所増減の幅が大きいことが推測されます。急に増加した場合など、体制を今から整えるということで保育士の確保も進めてまいりたいというふうに考えております。よりスムーズに、全ての児童に対し、保育園サービスが受けられるよう、弾力的な運営が図れるよう3園のこども園構想のため整備、体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔9番 大島孝司君出席〕

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関 悦子君） それでは、2点につきまして再質問をさせていただきます。

まず、1点なんですけれども、私が2番目に質問をいたしました産休、育休の間の、お家のほうでというような質問に対して、町のほうの考え方としては少しでもお子さんとお母さんの触れ合う時間を多くしたいという、とても大切な部分での依頼だったのではないかとというふうにわかりました。けれども、周りではそういうふうに聞かないで、今すごく情報が早くに皆さんのところに届いてしまう中で、メールで皆さんで同じような状況のところにくるわけなんですよね。そうすると、とても不安がるんですね、そういう同じような状況にあるお母さんに対して、私もそういうふうになったら困るわというような体制になっていますので、一人一人の事情というのをしっかりお聞きをして進めていくということでは安心なんですけれども、今小布施の町は何をやらなければいけないかという、やっぱり定住促進、人口が減らない、今子育てしている人たちをもっと大切にしないと、子育て支援というのはしっかりやらないと、やっぱり先ほどの小渕議員の言葉ではないんですけれども、「オール小布施」でこの子育て支援というのをしっかりやらないといけない中で、やっぱりこういうような状況が今後起きると困るのではないかとというふうに思うんですけれども、その辺について今後どうしていくのか、その点ははっきりとお聞かせいただきたいと思います。行政のみんなが一丸となって、これは教育だけの部門の問題じゃない、これは行政全般の問題として捉えてもらっているのかどうかという点についてお尋ねします。

それから、もう一つなんですけれども、非常に未満児がふえているということは、もうずっと今まで言われてきている中で、当然のこと未満児はふえるんだという考えのもとに、やっぱり保育士の確保というのは大切なことだなというふうに思うんです。そういう点では、保育士の登録バンク制というんでしょうか、非常に資格者というのはたくさん小布施の町にいらっしゃると思うんです。長時間、多分ある程度年齢が高くなると、子育ての体力が大変必要になってきますので、大変なんですけれども、短時間であればもっとお手伝いをしてくださる保育士の有資格者がいらっしゃるのではないかと思うんです。そういう点で、登録制、バンク制というものをきちんと持って、順番にお願いできるような形で登録してもらったらどうかというふうに思うんですけれども、その点はどのように保育士の確保についてはなされているのかについてお尋ねします。

○議長（関谷明生君） 富岡推進幹。

○教育部門推進幹（富岡広記君） まず、1点目の産休等々について、今後どのように進めていくかという再質問ですが、確かに今議員のおっしゃったとおり、お母さん方に不安を抱え

たという部分では非常に反省をしております。私どもとすると、先ほどお話しをしてくださったように、できるだけお母さん方との時間もつくっていただきたいという思いもあったと思うんですが、それにしましてもお母さん方にそういう不愉快、不安を与えたということで、つい最近も園長等々を集めまして教育委員会で何度か打ち合わせをしております。

先ほど、議員のほうからお話ししましたとおり、個々によっても、それからその家庭、家庭の環境によっても状況が違いますし、保育の支援、サポートさせていただく時間等もいろいろ家庭によって違うと思うんですね。

したがいまして、やはり先ほど私のほうでお話しさせていただいたとおり、保護者の皆さんとじっくり状況をお話させていただきながら、また子供さんの健康、環境等々も親御さんにご相談させていただきながら、もう全て小布施の子供は受けるという体制だけは整えてまいりたいというふうに考えております。

それから、保育士のバンクということですが、大変ありがたいご提案もいただきました。現在、日本中、保育士を必要としている状況になるかと思っております。私どものほうも、元OB等々の保育士さんにもお声をかけさせていただいて、ぜひサポート、支援、バックアップのほうもお願いしたいように考えております。今のお話させていただきました登録バンク制についても、至急、幼稚園の現場、それから今働いているOBというか、もう一度お手伝いいただいている方々の意見も聞きながら、そのようなシステムづくりも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） ただいまご回答をいただきました。本当に子供を預けるということは、ある意味では見てもらっているというような気持ちもありますし、ある意味じゃ弱者だなというふうに思います。行政のほうから、そういうぜひ見ろというような気持ちではないにしても、やっぱり頼まれるということに対しては、ノーとは言にくいというのが子供を預けている親かと思しますので、これからは今ご回答いただきましたように一人一人の家庭の状況に合わせた対応というものをしっかりお願いしたいというふうに思います。お願いになっちゃいましたですね。

○議長（関谷明生君） 富岡推進幹。

○教育部門推進幹（富岡広記君） こども園が平成28年度進めてまいる中で、その間まだ1年半ありますけれども、そこに向けても今のお話を肝に銘じまして進めてまいりたいと思っ

おります。

以上です。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） それでは、高齢者の火災予防についてお伺いいたします。

総務省の火災状況報告によると、平成25年度の火災による死者は全国で1,625人、うち65歳以上の高齢者は70.5%の703人で前年より3.8%増加しています。過去5年間を見ますと、全体の火災件数は減少してきてはいるが、火災による死者については65歳以上の死者の割合が年々増加し、高い割合を占めています。

そして、建物火災の原因を見ますと、コンロ、たばこ、ストーブが原因であるものが30%以上を占めています。使いなれた古い電気器具のコードが破損していたケース、ガスコンロの消し忘れ、裸火型の暖房器具を使用していたケース、洗濯物をヒーターで乾燥していたケースなど、多くが高齢者特有の特徴を示しています。そして、死者に高齢者が多い理由としては、器具の使用法の誤りや注意力の低下、体力、判断力の低下で逃げ遅れるというケースなどが挙げられていますが、本当に悲惨な状況であります。

火災による死亡者をなくすため、法律や条例に基づき住宅用火災報知機の設置が義務づけられ、寝室と階段の天井、または壁に火災報知機を設置しなければならないことになっており、町でもこれらを早期に全戸に普及するために、いろいろな努力をされているところですが、今後ますますひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯がふえていく中、火災の発生や死亡するケースがふえていくのではないかと心配されます。火災の発生は、近隣の住居を巻き込んだ大きな被害を及ぼす可能性があります。特に、乾燥する季節、暖房器具を使う、これらの季節は最大限の注意が必要であります。

そこでお伺いをします。最初に、住宅用火災報知機の設置状況はどのくらいか。未設置の場合は、早急に設置してもらおうためにどのような対応をしているのかお聞かせください。

次に、東京都では火災安全システムを取り入れ、専用の通報機と住宅用火災報知機を持続し接続し、火災信号を自動的に消防庁に通報するシステムがあり、65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が対象となっているとのこと。今後、そのようなシステムが必要となってくると思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

火災原因の中で、コンロによる火災が多い状況が続いていますが、近年、電磁調理器、いわゆるIHクッキングヒーターが普及し、炎が出ない安全性がうたわれています。調理中、

着衣に火がついてしまうことや、コンロの消し忘れなどの心配が軽減されると思いますが、今後これらを普及していくお考えはないかをお聞きいたします。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

〔行政経営部門グループリーダー 山崎博雄君登壇〕

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） それでは、私のほうから高齢者の火災予防についてご答弁させていただきます。

最初に、住宅用火災報知機の設置状況について申し上げます。

設置状況は、国の通達により定められた基準により、無作為抽出方法で須崎市消防本部が調査を行っております。この調査によると、小布施町の住宅用火災報知機の町内設置状況は73.3%になっております。須高地区では77.5%ということでございます。住宅用火災報知機は、平成21年6月から設置が義務化されたものであり、取りつけ場所は寝ているときの逃げ遅れの防止や上の階への煙充満防止のため、寝室や階段に定められております。

なお、設置しないことに対する罰則規定は設けられておりません。実際の火災では、近所の方が火災報知機の鳴動により気づき、通報につながる事例があります。

消防署小布施分署では、高齢者のひとり暮らし世帯に対し、毎年11月から3月に訪問し、火災予防を含め、ひとり暮らし高齢者宅を重点的に訪問しております。平成25年度にはひとり暮らし世帯約200世帯のうち、146世帯を訪問させていただきました。町でも、防災訓練時などでチラシなどを配布し、火災予防に努めており、引き続き消防署等と連携し、火災報知機の設置についてお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、専用の通報機と住宅用火災報知機を接続した通信システムということでございます。ひとり暮らし高齢者宅に火災発生とともに消火と支援者への通報を行うシステムについては、緊急通報システムということで町では平成4年ごろより導入を図っております。これは、家庭用消火器と通報システムを組み合わせたもので、消火器が熱感知した段階で消火とともに、あらかじめ登録してある通報先への順次家庭電話によりダイヤルするシステムでございます。設置には住宅改修は不要で、町がシステムを購入し、希望者に無償貸与しております。無償であることから、設置拡大を図っておりますが、現時点では22件のお宅が利用となっております。このシステムの設置に当たっては、家庭訪問等を通じた高齢者の身体レベルなどから設置をあっせんしたり、あるいは親族などから要望を受け設置を進めておりますが、ご本人が時期尚早と措置を拒まれる場合が多いと聞いております。今後、東京都の

システムのように情報センターが通報を受け、近隣の市町村支援者へ連絡する最新システムの導入も視野に、対象家庭への普及拡大に向け検討してまいりたいと考えております。

続きまして、IHクッキングヒーターについてでございます。

IHクッキングヒーターは、電気コンロ同様に電力による加熱を行い、燃焼が伴わないため室内の空気を汚さず、防火対策が簡略できる利点があります。具体的には、火がないため着衣に火がつく心配がなく、立ち消えの心配もありませんので、安全性が高いと言われております。

ただ、高齢者は使いなれないことから、炎が見えないため加熱していることに気づかず発火する事象やガスコンロに比べ作動していることが明確ではなく、天板等には高温となる領域もあるため、注意が必要です。また、高齢者の中には操作になじめない場合があるので、昨今の電気料金も高齢者による費用負担の課題があります。

普及については一律な対応ではなく、高齢者自身や家族の状況等により高齢者の安全性や利便性が高まる場合など、個別に対応する必要があると思われれます。今後、高齢者の状況を把握しているケアマネジャー等と連携をとるなど、相談体制を充実させ、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） 答弁いただきまして、私は電力会社のPR係でも何でもないんで、たまたま電磁器というのを言いましたけれども、やっぱり電気料がかかる、いろんな問題がある、お年寄りの方たちは今まで使いなれたものというものが最大なので、多分新しいものに切りかえるということは困難なんだろうなというふうにはすごく思っていますけれども、これだけひとり暮らしの方、老老で住んでいらっしゃる方が多くなりますと、その周り、近所の方たちがとても心配するんですね。むしろ、当事者よりも周りで生活している人が、ひとり暮らしで大丈夫かしら、火事にならないかしらと不安がある方が非常に近所で多くなったように、話をする中で聞いていますし、私もちょっと一人かかわっている方もいらっしゃるんですけども、お邪魔するとやっぱりいつも真っ黒になってしまうというような状況があります。

そういう本人だけの問題じゃなく、近隣の、近くの方たちのまた安心も図るという意味では、高齢者宅、特にやっぱり火災ということについて、もうちょっと力を入れて、個人的な対応というものを、最後にケアマネジャーの方たちと一緒にいけると、指導してくださる

というのがありましたけれども、結構根気よく説明をしたり、実際やっていただくと、いかに便利か、安心かということがわかると思うんですけれども、今後よりさらにこの個人の方たちへの対応というものをやっていただけたらというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（関谷明生君） 山崎リーダー。

○行政経営部門グループリーダー（山崎博雄君） IHクッキングヒーターの普及についてでございます。確かに、議員ご指摘のとおり、おひとり暮らし、これから年々ふえていくと思われま。

先ほど申し上げたとおりに、ケアマネジャー等々、一番状況が把握できる職員でもありますが、今後近隣の方々、また高齢者をフォローしているの方々等との連携をとって、相談体制を充実させ、対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で、関悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関谷明生君） 続いて、5番、小林茂議員。

〔5番 小林茂君登壇〕

○5番（小林茂君） 公共施設等の総合管理計画の策定状況についてをお尋ねしたいと思います。

総務省がことしの4月であります、平成26年4月に各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに、その策定に当たっての指針を出しています。この公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の定める事項に加えて、財政運営の継続性とか、あるいは将来的なまちづくり、国土強靱化、民間投資の促進といったようなポイントにも留意しながら検討を進めるように、この指針では求めているわけであります。

今になって、なぜこのような計画策定を求めるのかということでありましょうが、これにはやっぱり経緯があるかと思っております、まず1点目は、従来から国のインフラを現状維持するためには、年平均約9兆円が必要だと、施設更新費として必要であるというふうに言われているにもかかわらず、現状の予算では年に2兆円程度であります。大幅な財源不足

を理由に、手当てをずっと先延ばしにしてきた結果、待ったなしの状況に追い込まれているという経過があるかと思います。社会的なインフラと言われる道路、橋、鉄道、上下水道、電力、ガスなどと制度資本と言われるような教育、医療、金融、司法、文化などを含めると、日本が今現代持っているインフラのストックは土地代抜きで約450兆円というふうに言われておりました、寿命をおよそ50年とすればですね、現状維持をしていくだけでも年平均9兆円ほどの施設更新費は必要だということでもあります。このことは誰もが、今までわかっていたはずですし、またわかってもらえることであったというふうに思います。

本来ならば、消費税増税分から割り当てて、私は手当てすべきところだと思っておりますが、増税分は全て社会保障費に回すといったほうが国民ウケするというだけで、それも実際には言わないと。もっといえば、消費税10%では足りないということも、誰もが承知です、この道をずっと選択してきたわけだというふうに認識しております。

2点目は、2011年の3月に発生した東日本大震災による巨大地震と大津波の教訓から、大規模自然災害から人命を最大限に守り、社会経済の致命傷を回避するとともに、被害から迅速に回復する強さとしなやかさを備えた社会システム、これをハード・ソフト両面から構築する考え方、俗に言われている強靱化の必要から、国が国土強靱化基本計画を定めて国土強靱化地域計画を市町村に求めているわけです。この計画は、策定については義務づけられてはませんが、ガイドラインには起きてはならない最悪の事態、45項目を並べて、それを5年ごとに見直すこととしており、他の計画の指針ともなるものだというふうにしてあります。

大事なことは、この国土強靱化は地域の強靱化があって、その積み重ねであるという点だというふうに思います。そのためには、地方が主体となって地域計画を策定し、その中で重点的に進めるべき具体的な施策、事業を示しながら、国、地方、民間が一体となって国土強靱化を進めることが不可欠ではないかなというふうに思っております。ごく当然のことだというふうに思います。

3点目は、ちょうど2年前のきのうであります、2012年の12月に起きた中央自動車道の笹子トンネルの天井板の落下事故であります。この事故で、1点目に申し上げた老朽化した社会インフラの問題に待ったなしの対応に迫られることになったわけです。このことは、誰しもの承知のことだというふうに思います。社会インフラというのは、大体昭和30年ころから道路、あるいは港湾とか産業とか、そういった意味での面でのインフラが大都市の近郊とか、あるいは大規模な団地というふうな整備から始まりまして、大体昭和50年ご

ろ、下水道あるいは生活のインフラの整備が始められてきています。そういった意味では、ちょうど建設後、あらゆるものが全て50年前後を経過しており、経年劣化と、あるいは損傷への計画的な対策が必要な上、人口減少あるいは少子高齢化の進展といった社会的な構造の変化にうまく対応できていない、機能的な劣化という面でもあるかと思いますが、そういった対策も必要となっていることも事実であります。

昨年11月、インフラ長寿命化基本計画が策定されました。地方公共団体においても、3年以内にインフラ長寿命化計画を策定するというふうなことが期待されています。また、ことしの5月ですが、日本創生会議が発表した調査結果というものは、多くの自治体に衝撃を与えましたし、内容をどうとるかは立場によって異なるとは思いますが、小布施町も大胆に将来予測をしながら、公共施設等の総合管理計画という、とんでもないスケールの多い計画に取り組むべきだというふうに考えます。

この計画は、将来的な町の姿を決めるものであり、提供すべき行政サービスの水準や、あるいは将来のまちづくりのあり方にもかかわることから、議会や住民への十分な情報提供等を行いながら進めることが望まれているわけであります。私は、この公共施設等総合管理計画は国土強靱化、インフラ長寿命化、まちづくりが一体になったものというふうに理解をしております。このような観点から、以下の点についてお伺いをしたいと思います。

1点目でありますが、公共施設等の総合管理計画の策定に要する必要な期間はどの程度、現在の段階で見込んでおられるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目でありますが、管理計画策定の進め方はインフラ長寿命化基本計画に定める事項のほかに財政運営の継続性、一番大事なことだと思うんですが、あるいは国土強靱化、将来的なまちづくり等について、同じテーブルで議論していこうとしているのか、あるいはまたは分科会とか、そういったもので分けて議論をし、必要に応じてすり合わせをしていこうとするのか、この計画策定のための担当部局というのは一体どこになるんだろうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

また、内容的にすごく専門的でもありますし、また将来予測とった非常に難しい問題も含んでいるわけであります。そういった意味で、専門家、外部機関や住民参加というふうなもの、どの程度考えているのかお尋ねをします。

それから、4つ目でありますが、広域的な検討を積極的に、しかも柔軟性を持って行う必要があるんだろうというふうに思いますが、それについては範囲も含めて、どのようなお考えであるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 引き続き、傍聴いただきありがとうございます。御礼申し上げます。

ただいまの小林議員のご質問について答弁を申し上げます。

非常に大きなご質問で、町のこれからの根幹を問うというようなことでありますけれども、個別に具体的に、まずご答弁を申し上げたいと思います。

町の建物関係の公共施設でありますけれども、これは107カ所ございます。基本的に、平成18年の調査以来、耐震化がほとんどなされておりますけれども、今までなされていなかったものの大きなものにエンゼルランドセンターがあります。これを今新築中であります。あと、ちょっと特殊な部分なんです、高井鴻山記念館あるいは民俗資料館などがまだ残されているということでもあります。そういう中で、今年度老朽化等が原因で要望のあった修繕箇所、修繕施設は43カ所ございました。調査の結果、このうち18カ所を喫緊ということで来年度予算で優先して修繕すべきものと評価をしております。

公共施設の老朽化問題が指摘され始めてから数年が経過いたしますが、質問にありましたように本年4月22日付総務大臣通知により、地方公共団体が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く状況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた施設等の管理の基本的な方針を定める公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。これに基づき、国は公共施設等総合管理計画の策定支援として、計画策定に要する経費について平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税で措置すること、計画に基づく公共施設などの除却について地方債の特例措置を創設をしたものであります。

ご質問をいただきました公共施設等総合管理計画の策定に必要な期間、これはどの程度を見込んでいるかということでございますけれども、公共施設の老朽対策の必要性から、一刻も早くこれは実施すべきと考えております。さらに、国の支援策がある期間に策定することは財政負担の軽減にもなることから、平成27年度中を目標に策定しようと考えております。先ほど申し上げましたように、整理の段階ではありますけれども、一部手をつけ始めさせていただいております。

2点目の管理計画策定の進め方、担当部局についてでありますけれども、同計画にはいわゆる箱物の公共施設に限らず、自治体が所有する道路、公園、公共下水道、水道なども対象とすることが求められております。議員ご指摘の国土強靱化基本計画やインフラ長寿命化基本計画の内容も網羅したものにする必要性がございます。同計画の老朽化対策には、国土強

靱化で基本的な考えを踏まえ、将来的なまちづくりをどのように行うかを考えなければならぬと、これは議員もご指摘のとおりであります。その上で、国が策定したインフラ長寿命化計画のもとに、総合管理計画を策定し、個別の施設の老朽化対策を検討していく必要があるというふうに考えております。計画策定の進め方ですが、まずは国が示した計画策定に当たっての指針に沿って進めてまいります。

他の計画と同じテーブルで議論するか、分科会形式でということの検討であります。これは今後検討してまいりたいと思っておりますが、これ全部が部局が通底する、あるいは関連する計画でありますので、一体的に考えたほうがよいのではないかとこのように思っておりますし、それでも直接の担当部局は財政担当部署が行うことに予定をしております。

3点目の専門家、外部機関や住民参加をどのように考えているかについては、計画策定に当たっては処理すべき事務が非常に難しいということ、あるいは施設の更新、統廃合、長寿命化などの技術的判断においても専門的知識を有することなどから、専門家外部機関への委託も検討しております。また、小布施町にはそのような外部の専門家の皆さんも多々ございますので、その皆さんにいろいろなことをお願いをしていくということも十分に考えられるところでございます。

それと、最も重要なのは町民の皆さんに加わっていただくということであり、町民の皆さんには、施設そのものの必要性についてもご意見を伺うことにしたいと思っております。平成27年度はちょうど町総合計画の前期基本計画の見直しの年でもあるということから、基本構想審議会の中でご意見を伺う、まちづくり委員会の中でも議論をしていただく、計画策定中にパブリックコメントをお願いをするというような多くの町民の皆さんのご意見を反映したものにしていきたいというふうに考えております。議会にも随時策定状況をお知らせを申し上げ、ご意見をいただきたいと存じております。

広域的な検討を積極的に行う必要があるとのご指摘でありますけれども、ご案内のように現在も一部事務組合などにより広域で対応している事務があり、該当の施設管理は一部事務組合や広域連合で行っております。町有施設の老朽化対策について、広域的な検討を行う場合、これは一方ですごく有利なところもあるわけですが、一方で他の市町村の施設の老朽化対策をこの町でも検討することになり、逆に多くの費用や負担が伴うことも考えられないではありません。経費負担や今後の維持管理の方法も含め、広域での対応が有効と判断した場合は、現在の広域連合、一部事務組合の枠組みの中で組織市町村とも協議の上、検討してまいりたいというふうに思っております。

ご質問の中に、直接ではございませんでしたが、民間投資というようなことがございました。民間の皆さんのお力の利用というのは、今後はやっぱり一番大きいんだろうというふうに私自身は思っております。例えば、先ごろの千曲川ハイウェイミュージアムがスポーツコミュニティセンターとしてご活用をいただいたことで、大変好評であります。今始まったばかりではありますが、10年、20年後の小布施町を思うときには、町民の皆さんが必要とされる施設そのもの、あるいはその規模、活用の仕方も大きく変わる可能性があります。維持管理といったものから、民間の皆さんのお力をいただき、指定管理という方法だけではなく、法律の許す範囲でさらに積極的に利活用を図る方法、また維持管理までを含めての受け渡し、さらには売却というようなものまで含め、幅広く全体を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小林 茂議員。

○5番（小林 茂君） 3点ほど再質問をさせていただきます。まず、この計画は計画期間は大体10年以上と、そして持っている公共施設、あるいはそれはソフトも含めてであります、そういったものが全て対象にすると、あるいは大体年代とか人口とかというのが30年程度先まで見越せというような指針もあるわけでありますから、そういった意味では俗に言う台風の進路の予報円を見るようなものだと思うんですね。

したがって、10年先の要するに進路の予報円というのは小さいかもしれないですが、30年先といたら、もう大きな予報円にしないと入らないということだろうと思いますので、その中にどっちに振れてもいいというような計画をつくることになるんだろうというふうに私は思うんでありますが、当たり外れはそれは頑張ればですね、調子いいかもしれないしということになるんだろうと思いますが、そういった意味でやはり、そういった専門家の力も大いに必要だなというふうに思うんでありますが、そういった意味で外部の力を本当にプロジェクトみたいなのをつくって、力を借りていく必要が1つはあるんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてどのようなお考えがあるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、今触れたんでありますが、持っているものの全てということを行っていますので、今までやっている公会計の台帳整備というようなことにもつながってくるんだろうというふうに思いますが、その辺のところについて今現在どんな進捗であるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、最後に答弁で触れられました広域的なという部分であります、特にこの中で

は民間の要するに力を借りてですね、PPPとかあるいはPFIとかと言っていますけれども、そういったものをこの町が活用するとすれば、小布施町の中だけの事業者とか、あるいはそういった団体とかという力だけでは足りないんじゃないかなと。そうしたら、やっぱり当然周辺の地域から、そういう人たちに中に入ってもらって一緒に進めていくということも必要になってくるんじゃないかなと、そういった意味での広域化というふうなものについて、どんなお考えがあるのか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 小林議員の再質問についてお答えを申し上げます。

この計画でありますけれども、30年後まで考えると円が大きくなって、どこへ行ってもいのような形になってしまうというようなご指摘でありましたけれども、ちょうど先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、総合計画の切りかえの年であります。これは前の10年間、前期と後期と合わせて10年間ですけれども、それを検証しつつ次の10年間ということをはかるので、この計画そのものを総合計画と折り合うような、重なるような計画という考えをもとにすると、およそ10年ということだろうというふうに思います。今のように大変変化の激しい時代の中で、20年、30年ということになると、あるいは無責任なものになってしまうという可能性もありますので、10年ということをめどにしながら考えていきたいというふうに思います。

そういう中で、さらに私たちのような素人だけではなくて、専門家ということでございますが、それはもうご指摘のとおりであります。今後は、これまでもそうだったように、よりその道に詳しい、あるいは方向性の読める皆さん、あるいは学術団体、研究所、そういうものにお知恵を拝借をしていきたいというふうに考えております。

そして、それはある意味で小布施町が日本における地方のモデルになりたいという、いろんな面からもそういうふうに思っておりますので、ご協力、ご努力いただける関係機関あるいは先生方は多いのではないかなというふうにも思っております。

それから、2つ目の再質問、台帳整理あたりから始まるんだろうということでもありますけれども、そのとおりなんであります、ちょっとまだこれは遅れております。先ほど、平成27年度中には、遅くとも28年度の始めくらいには計画策定をしたいというふうに申しあげましたので、スピードを上げながら、その辺から始めていきたいと、一部は手がついておるわけでもありますけれども、進めてスピードを上げていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の企業も含む広域化ということでの質問だったよという再質問でござい

ました。それは、もうまさしくそのとおりであります。行政体としての広域で考えるということも、もちろん重要であります、それと同じぐらい企業の民間の力というものがこれからの行政にとっては非常に大切な力であるというふうに考えております。ということでは、ここ数年来、お願いをしている町内だけではなくて、町外にあって優良で志の高い企業という皆さんに、あるいは企業支援サービスの一環として行政の中にも入っていただくというようなことも今後は非常に重要なことだろうというふうに考えております。

以上、再質問にご答弁申し上げます。

○議長（関谷明生君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 高 君

○議長（関谷明生君） 続いて、3番、渡辺 高議員。

〔3番 渡辺 高君登壇〕

○3番（渡辺 高君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

マレットゴルフ場の整備・建設についてお尋ねいたします。私はこの質問は今回で3回目なんですよね、平成25年6月会議での36ホール、県大会のできるホールの建設をと質問いたしました。新たに整備するとなると、マレットゴルフ協会の皆さん初め、多くの皆さんにご利用いただけること、施設の管理等に協力いただけることが大切とのお答えでした。今も、マレットゴルフ協会の皆さんからは、今のホールでは狭過ぎてプレーが十分にできない、またいつも町外での開催になり肩身が狭いとの声が上がっています。こうした事態をどう見ているかお伺いいたします。

また、候補地については飯田・大島の区有地のところが候補となってくるとお思いますので、今後それに向けての地元の方とのお話をして検討を進めたいというお答えでした。検討した結果、現在この問題はどうなっているのかお伺いいたします。

3番目に、町議会の要望書でもマレットゴルフ場建設を求めています。来年度予算への計上など、対応についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、渡辺議員のマレットゴルフ場の整備・建設についての

質問にお答え申し上げます。

最初のご質問、マレットゴルフ協会の皆様の声をどう見るかについてでございます。現在、町内のマレットゴルフ場、ご質問ございました総合公園の18ホール、このほかに上松川公園の中に松林を利用したゴルフ場ございまして、主に上松川地区の方、有志の方がご利用になっております。総合公園マレットゴルフ場につきましては、総合公園の整備事業の一環として平成8年度に整備をされております。駐車場、トイレ等を含めて総額1億1,500万円ほどの費用がかかっております。もともとは農地でありまして、高速道と県道の狭間地を有効活用して整備をしたものでございます。

ご質問のマレットゴルフ協会の皆様からの狭過ぎてプレーが十分できない、またいつも町外での開催になり肩身が狭いという声でございます。マレットゴルフ協会の皆様からのご要望につきましては、例えば施設整備面につきまして自動草刈り機の購入の関係ですとか、ホールで新しい穴ですか、そういった設備の設置、あるいは大会スケジュール表の掲示、ボールの交換、打ち出しマットの交換等々のこういった機材の面の要望とともに、今お話がございましてホールの新設等についてもご要望をいただいております。

平成19年のご要望につきましては、このマレットゴルフの皆様の愛好者、およそ町内に900名いる中で今後増加が見込まれていることで、ぜひ新設をどうかということでご要望いただいております。基本的には36ホールであります、予算の関係等含めて、できれば18ホールということでご要望いただいております。

また、昨年、平成25年にはやはり今お話がございましたとおり公式の大会には36ホールが必要ということで、36ホールの建設ということでご要望をいただいております。こういったご要望を長年いただいてきておるわけですが、議員のご質問にもございましたとおりいろいろ調査検討をしてということで回答をしているのが現状でございます。

ただ、やはりですね、なかなかはっきりとしたお答えができないというものも、いろいろな町の予算の関係の中で今、例えば最近ですといわゆる耐震補強の関係、防災の関係ですとか、子育て支援の関係の事業等々、ほかの事業との関係の中で、なかなかはっきりとお答えができないという状況も続いております。

ただ、こういったご要望も長年続けてきておまして、町といたしても非常に大きな懸案事項というふうには捉えているところでございます。したがって、このマレットゴルフ場につきましても、方向としてそういったものを今後つくっていく方向とするのか、あるいは一旦そういったものは保留するとか、そういった基本的な方向について早急に町としての

考え方を示さなければいけないというふうに考えております。

2番目の飯田・大島の区有地の関係でございますが、具体的な取り組みといたしまして松川端有効活用を考える会の代表の方、飯田・大島自治会の役員の方々と話し合いをしてきております。現段階におきましては、小布施総合公園、いわゆる臨時駐車場の東側の飯田・大島区有地、飯田郷元神社所有地について松林を保全しながら自然に親しむ公園的な活用を考えております。検討してきております。マレットゴルフ場も活用方法の候補として考えているところでございます。今後、整備手法や借地料、整備費用なども踏まえて調整をし、話し合いをしていくという予定でございます。

3番目の議会からの要望と来年度予算への計上ということでございます。マレットゴルフにつきましましては、ご存じのとおり年齢を重ねても健康のために非常に適度な運動でございますし、比較的体への負担が少ないことから、小さい子供さんからお年寄りまで気軽にできるスポーツでございます。例年、こういったマレットゴルフでありますので、協会の方々以外にも自治会の文化事業等でも非常に利用されているところであります。こういったことを考えますと、マレットゴルフ場もいわゆる協会の方々、ある程度本格的にやられる方々と年に一、二回、本当に親睦というか、そういった大会等に参加する方々にも分かれてくるのではないかと思います。

したがって、再々でお答え申し上げましたとおり、ゴルフ場建設につきましても、こういった協会の方々のご要望は承っているわけでございますが、こういった自治会等でも利用される一般の方々、こういった方々の利用におけるいろんな課題や問題点等も把握をしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほどこの前の小林議員の質問にもございましたが、町といたしましてどういうふうに総合計画、後期5カ年計画もつくっていくわけでございますし、公共施設について全般的な考え方というか、基本的な計画も立てなければいけないというものもございまして、町の公共施設あるいはさまざまな事業の優先度、必要度等を踏まえて結論を出していきたいというふうに考えております。後期基本計画、総合計画の5カ年が平成27年度中には策定することもございますので、27年度中にはぜひその一定の方向、結論づけをしたいと思っております。

したがって、今の段階ではですね、27年度予算についての計上については今後予算編成に入るわけですが、こういったものを踏まえていきたいというふうには考えておりますが、基本的には27年度中にそういった1つの方向を出していく方向で今のところ考えているとい

うことでございます。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺 高議員。

○3番（渡辺 高君） 今、お答えをいただきましてありがとうございます。今現在、町では、まず高齢化が進んでいますよね、その高齢化の人たちの健康維持というか、スポーツに親しむ高齢者が非常に今ふえています。ですから、マレットゴルフ場が手ごろなスポーツだということで、ぜひ来年度中ですか、予算、ぜひ組み込んでいただき、マレットゴルフ場が建設できますようお願いをいたします。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） マレットゴルフにつきましては、やはり健康づくりに非常に適しているということで考えております。ただ、平成19年度からそういったご要望があったわけですが、なかなかはっきりとしたお答えができなかったことについては、先ほど答弁申し上げましたとおり、やはりいろいろな町としてのやるべき事業のいろんなものを含めて検討した中で考えていかなければいけないと。また、やはりホールにつきましても、昨年度は36ホールの建設のご要望が出てきております。そういった面でいきますと、やはり金額的にもかなりの金額はかかるのではないかと考えておまして、いろんな今平成27年度には町の総合計画、後期基本計画も策定するわけでございますが、そういった中で今先ほどの小林議員のお話の中にご指摘もありました公共施設全般のあり方、あるいは費用のかけ方等も踏まえて、27年度中に基本的な方向を考えていきたいということでございます。したがって、今のところですね、予算編成これから入るわけですが、27年度予算への計上については非常に難しいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺 高議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関谷明生君） 続いて、7番、山岸裕始議員。

〔7番 山岸裕始君登壇〕

○7番（山岸裕始君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、1問目ですが、雨水浸透柵の設置の効果はということに対してです。

小布施町では、水害の軽減のため、一昨年より雨水浸透柵の設置を進めてきました。今は町内の4カ所に設置をされています。雨水浸透柵とは何かという説明をさせていただきますと、雨水を地面へと浸透させることのできる設備です。地下水を涵養することにより、水害の軽減であったりだとか、地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、地域によっては雨水を資源として有効活用することを目的としている場合もあります。小布施町では、最近のゲリラ豪雨で水害がふえてきたことに対応して、住宅地や道路、線路等に水が氾濫するのを防ぐことを目的としてつくられました。

質問に移りますが、まず1つ目として、質問の通告では1基当たり600立方メートル毎時となっていますが、ちょっとこれ私のほうで間違えて聞いていたようで、1基当たり20から30立方メートル毎時の浸透量を見込んでつくったということのようです。実態の浸透量はどの程度なのでしょうか。

2つ目として、水害の軽減のために、どのような効果が上がっているのでしょうか。

3つ目として、今後浸透柵をどのように設置していくのかお聞かせください。

4つ目として、浸透柵は泥や砂利、落ち葉、ごみ等がたまっていけば、地下への浸透がなくなっていくために、定期的なメンテナンスが必要となります。メンテナンスの方法や予定はどうなっているのでしょうか。

5つ目として、浸透した水は帯水層にたまります。帯水層は水の閉じ込められている地層ですね、帯水層にたまって下流に流れていきます。井戸を掘ったときに水が地表から噴き出すことがあるように、同じ帯水層に水を多く入れ過ぎると圧がかかり、例えば民地の庭等から水が噴き出してくるようなことも考えられるようです。水が下流で噴き出す恐れはないのか、地質調査はそのためにしたのかということをお聞かせください。

最後に6つ目として、水が噴き出さないように浸透柵の下流に水を逃がすための井戸が必要という専門家もいますが、町の考え方はどのように考えているかという6点をまず教えてください。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 山岸議員の雨水浸透柵の関係のご質問にお答えをいたします。まず、1点目の浸透量、どのくらいを見込んで、実際はどうかということですが、雨水浸透柵の設置につきましては、水路があふれたりとかというようなことの中で、

浸透柵が設置できる場所、町営松村駐車場、こちらに3基、それから中町のバス駐車帯に5基、それから六川公会堂、ご協力いただきまして8基、それから北部コミュニティセンターに5基ほど設置をしております。

浸透柵の大きさにつきましては、内空寸法で縦2メートル、横2メートル、深さで3メートルで浸透柵の容量は12立方メートルになります。当初、設計では20立方メートル、1時間当たり浸透というようなことで予定をしておりました。実際に、松村駐車場での昨年の大雨の際の浸透状況では、浸透柵が満水状態から約15分で浸透しておりますので、浸透量が1時間で約48立方メートル、それから浸透柵の容量は12立方メートルでございますので、1基当たり約60立方メートルの浸透、貯留の能力が発揮されております。松村駐車場の浸透柵には水位計がついておりまして、そちらのほうで測定をした概算でございますけれども、当初見込んでいたものよりは能力があるのかなというところでございます。ただ、設置した場所にもよる、いろいろなところでそれぞれ地質ですとか浸透も仕方が違ってくるものなのかもしれないけれども、かなりの浸透能力があるというふうに見ております。

それから、2点目の水害の軽減のためにどのような効果が上がっているかということですが、4カ所設置をしておるところですけれども、水害が全てなくなるというわけではありません。町営松村駐車場において昨年の大雨の際に約15分間、下流部での越水を防いでおります。基本的に、言いかえますと夕立など大雨の時間が15分以内であれば、水害にならないということになります。雨の降り方や時間にもよりますけれども、それによって水害の確率は小さくなっているというふうに考えております。浸透柵設置、それなりの効果が上がっていると考えております。

それから、3点目の今後の設置予定ということですが、水害の軽減のためではですね、町営松村駐車場、若干の増設のできるスペースもございますし、またいわゆる長野電鉄の南側の地域での設置はかなり効果があるというふうに考えております。予算の範囲内での増設ですとかでございますが、設置可能なところがあれば設置は進めていきたいというふうに考えております。

それから、4点目のメンテナンスの方法や予定はどうなっているかということですが、浸透柵には一応開口部を設けてあります。大きなごみですとか、土砂などは人力で、また泥や砂などにつきましては高压洗浄機で洗浄してバキュームカーで吸引するというような予定でございます。メンテナンスの時期につきましては、松村駐車場の浸透柵、先ほども申し上げましたが、水位計を設置しております。水位の上昇、また下降の状況を見ながらメ

メンテナンスの時期を判断していきたいというふうに考えております。

それから、5点目ですが、水が下流で噴き出す恐れはないか、地質を調査したのかということですが、実際に小布施において浸透した雨水等がどの場所で噴き出しているかというような調査は行ってはおりません。雨水等の浸透につきましては、従来から自然浸透できておりますので、今のところ特段問題があるというふうに考えておりません。

それから、6番目の水を逃すための井戸が必要という専門家もいるがということなんですけれども、5番目でお答えしました雨水等の浸透につきましては、自然現象の中でずっと行われてきておりまして、大雨のときも河川の増水以外でですね、千曲川の水位が上がったときに千曲川周辺での水の噴き出しというのは実際にありましたけれども、それ以外では今のところ私どもも確認も認識もしておりませんので、大丈夫かなというふうなふうに考えております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） それでは、幾つかの点について再質問させていただきます。

まず、実際の浸透量ということですが、松村駐車場で実際に大雨が降ったときに12立方メートル、満タンになったのが15分で浸透しているので、1時間の浸透量が48立方メートル毎時と計算されたと言いました。先ほども言われたほかの地層では、また地質などが違うため、浸透量が違ってくることも考えられるんですけれども、これ実際に雨が降ったときに浸透していつているということではなくて、つくったときに業者に、つくった後にこれどれくらい浸透するんですかという確認はしてなかったのかというのが、まず1点目です。

2点目として、松村駐車場、15分間防ぎましたが、それ以上は防げませんよということでした。また、増設を考えているということなんですけれども、これを聞いてしまうと当初見込んだ効果がなかったから増設をしているんじゃないかという住民の方もいらっしゃいます。この増設する理由というのが当初予定どおりの効果、水を吸い込む量は予定以上に吸い込むということですが、また増設する必要性などがあれば教えてください。

3つ目として、今後の設置の予定ということで、予算の範囲内での増設や設置可能箇所があれば設置を進めていく予定ですとの答弁でした。これ、そもそも考え方がちょっと違うなと思うので、私の考えをまず述べさせていただきますと、予算が余っているからつくる、場所を探すということではなくて、それではつくるのが目的になっています。これ行政の大変悪いところだなと思うんですけれども、予算があるから浸透枮つくりましようではなくて、

そもそも水路から水があふれないようにする、穴を掘る、地面に浸透させるということが目的です。なので、順番としては予算があるからどう使っていくではなくて、水があふれる場所があって住民が困っているの、それをどうしましょうというのがまず第一だと思うんですね。それを解決するためには何基、浸透柵がその地域で必要で、それをつくるためには幾らの予算があれば実現する。土地についても、浸透柵をつくる土地がなければ、じゃどうしましょうと住民の皆さんに相談をする必要があると思います。

例えば、伊勢町の方にお伺いして、実際浸透柵じゃなくて浸透用の水路ですが、つくったけれども、水があふれていますよと、そんな水路をつくるんじゃなくて、その水路を使って水の流出を抑えるのではなくて、今赤線になっているところに新しく水路をつくったほうが実際に予算もかからないし、効果があるよと。やっぱり地元の人って、よくその地域のことをわかっていると思うんですね。なので、予算ありきでこれからやっていくのではなくて、まず地域の人が何が困っているのか、どうすればいいのかというのをもう少しきちんと話し合っただけで計画を立ててから進めていってほしいと思っていますが、ちょっとそこら辺について聞かせていただきたいのが3つ目。

4つ目として、地下で水があふれるようなことはないよと、今まで従来から自然浸透で行われてきて、そんなことはなかったよというようなお答えでした。これに対しては、特に答弁は求めませんが、私が専門家から聞いた話をちょっと今回お伝えさせていただきます。その専門家によっても、多少言うことも違うだろうし、賛否もあると思いますので、参考の一つとして聞いていただければと思います。

まず、長野盆地のでき方から、ちょっと古い話からになりますが、長野盆地フォッサマグナの東側に位置して、大陸プレートが押しつけているために、長い年月をかけて東側が下がって西側が上がるような状況になっております。約100年前の善光寺大地震があったときにも、小布施から始まって千曲川沿いは二、三メートル地盤沈下をして西側の山、浅川から千曲市は逆に土地が上がっているようなお話を聞きました。どうしてこうなるのかというと、長野盆地には岩盤がないようなんですね。その業者は、800メートルまでボーリングした経験がありますが、堆積物、地下は層でできているようです。小布施も雁田山の山手のほうは岩盤がありますが、千曲川沿いに行くにしたがって岩盤がなく、堆積したものでできています。堆積した層というのは水を通す層と通さない層があります。泥の部分は水を通さないですし、砂利とか砂の部分は水を通します。そういった層が複雑に存在しているというのが、この小布施町の地下の水路の事情になっています。

答弁で、自然現象で行われてきたので大丈夫ということで、まさにおっしゃるとおり自然にそれが大丈夫なように上がってくるんですけれども、Aに降った雨はAの地下水に、Bに降った雨はBの地下水に、Cに降った雨はCの地下水に入っていけば、大丈夫です。それを全部コンクリートで固めてしまって、コンクリートアスファルトで固めて、Bだけ穴を掘って地下水に浸透させようとしたときに、Aで降った水もCで降った水も、このBの地下水に流れ込んでしまうということが心配だと言っているわけです。Bに流れた地下水が地下でAやCに行けばいいんですが、地下は泥がありますので、この泥の層は地下水が外に流れていきません。なので、上で水を集めてしまうと、Bという地下水だけ圧力がかかってしまい、下のほうでどこか水が噴き出してくる、それがあると言っている業者もいますので、これは参考意見まで聞いていただければ結構です。

ちょっと質問長くなったので、要点を再度まとめさせていただきますと、つくったときに浸透量ですね、業者の責任で確認をしたのかしなかったのかということが1点。松村に増設ということですが、吸う水の量は予定より多かったのに増設するということは、当初の計画が甘かったんじゃないかということが2点目。予算の使い方、今後の計画についてなんですが、予算が余っているからつくるということではなくて、本当の住民の声を聞いて計画的に進めてほしいが、行政はどう考えるのかという3つについてお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） まず、1点目のつくったとき、設計したときの浸透柵の浸透能力について業者に確認したのかということですが、参考にしたのは東町土地区画整理事業のときに調査した土質計数ですか、それを参考に算定すると20立方メートルというような数値、概算になるというようなことで想定をしております。

それから、2点目になりますけれども、当初、松村駐車場、想定していたよりも水の量が多いから増設するのかというようなお話なんですけれども、ちょっと全体的な説明として不足をしていたのかもしれませんが、雨水の浸透柵だけで全て大雨に対抗できるのかというと、決してそういうことは思っておりません。一部軽減ができるだろうということで設置をしております。それで、軽減した成果については、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、やはり水路の改修ですとか、雨水計画ですとか、そういったものをしっかりと取り組んでいく、そこに雨水浸透柵というものもあわせて効果が出てくるのかなというふうには考えております。そういった意味では、予算というお話もちょっと説明の仕方が悪かったのか、全体的には予算のかかる事業を進めていかないと、なかなか効果が出てこないとい

うこととなります。

それから、伊勢町の例も引き合いに出されておるんですけれども、数年前、伊勢町にも浸透枡のお話をさせていただいたときに、当初、地権者の方からご協力できるというようなお話を伺って話も進めていた経過があったんですけれども、結果的にちょっとこの場所を使われてはというようなお話をいただく中で、浸透できる水路というような事業に切りかえたというようなことがございます。できるだけ町民の皆さん、特に水、雨、最近の集中豪雨ですか、ゲリラ豪雨に対して何とかしてくれというようなご要望をたくさんいただいておりますので、できるだけそれにお応えできるような形で進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 先ほどのご答弁の中で、雨水浸透枡だけでは水の問題解決できないよということで、予算も莫大にかかりますし、計画土地だとか大変なのは理解しております。できるだけ、昨年議会でも水路、道路、計画的に改修をしていってほしいという要望を出しましたので、ぜひそのように進めていっていただければと思います。

質問なんですけれども、先ほど浸透量のことで、東町の土地調査をしたときに20立方メートルだから、それを参考にしているとの答弁でした。先ほど私言ったとおり、小布施町の地下の地層って非常に複雑な構造になっているんですね。なので、東町とほかの地域というのは大分また違うと思います。契約の段階で、やはりつくったときに施工業者にどれくらい水を吸うかというのは調べていただいたほうが、これ絶対いいと思います。例えば、今アメリカで、ちょっと話が変わりますが、車のエアバッグのリコール問題なんか起きています。車にエアバッグ、ただついていけばいいのではなくて、稼働しなければ意味がないよねと、業者が回収して直しています。パソコンも初期不良なんかがありますと、業者が回収して業者の責任で直してくれます。これはパソコンがただのインテリアではなくて、パソコンとしての役目を果たさないといけないからという考え方だと思います。雨水浸透枡も、ただ穴が開いていけばいいのではなくて、そこから地下に水が予定どおりに浸透しなければ、浸透枡としての意味がありませんので、契約のときに浸透枡をつくったら、どれくらいの水が浸透していくかというのをしっかりと調べていただくような契約形態にさせていただきたいと思っておりますが、そこら辺、また行政の考え方、再度お聞かせください。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 基本的に、先ほども申し上げましたように、場所に

よって浸透の仕方は違うんだらうということはあるというふうに思っておりますけれども、全体的に線路から南側については昔から大変水はけがよい地域だというふうに言われておりますので、そんな中で取り組んできております。

それから、浸透どのくらいするんだということをしっかり調査をすべきだということであり、これにつきましては、正確に調査するにはかなりの箇所数、それから専門の業者をお願いしなければならないのですけれども、どんなふうにできるかということとはちょっとまた検討はしたいというふうに思います。

○議長（関谷明生君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 先ほどの八代参事の答弁で、私の趣旨として今ある浸透柵を調査してほしいというよりも、次からつくるときは契約の段階でつくったら調査してくださいというような要望とご理解ください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。来年度予算の新規事業、廃止事業ということでお聞きします。

例年、小布施町では多くの新規事業を行っております。例えばであります、平成26年度のここに使いますことしの予算の重点施策のページを見たときに、例えば雨水計画の見直し、良好な生活環境の保全、電気自動車充電設備設置準備等、新規事業として上げられているものが11事業あります。また、都市・農村交流の推進、ニュースポーツの普及等、拡充事業として上げられているものが14事業あります。これは今年度、町制60周年だから特別に新規事業が多いというわけではなく、平成25年度も同じように見ていくと、新規事業11、拡充事業17となっております。一部、新規・拡充の中には重なっている事業もありますが、毎年多くの事業が新しく行われている、また予算や人員の増加をしています。多様化する住民のニーズに対応して、このような事業が行われるのは大変ありがたいことではあります。しかし、人員、予算も限られた中で事業だけが年々ふえ続けていくと、一つ一つの事業が効果的に行われなくなる恐れがあります。

1つ例で挙げますと、今ある事業が小布施町で持っている事業を10事業とします。予算が10万円で1事業1万円とします。それに当たる人員が10人なので、1事業につき1人、それに当たっております。来年11の事業にふえると、一つ一つの事業が9,000円と1割減ることになります。これ年々ふえていくと、10年後、事業を減らさずに毎年1つつふやしていくと、10年後には20の事業ありますが、10万円の予算しかなく10人の人しかおりません。10年前に比べると、当初の半分の予算ですね、一つ一つの事業が。また、半分の人員です。

1人の人が2つの事業を行わなければいけません。それでは、どの事業も予定していた効果が得られないということが起きかねます。これ例え話ですが、今実際にどこでも起き始めていて、大変問題となっております。

限りある人員、予算を効果的に使って、住民福祉、サービスの質を上げていくためには、真に必要な事業に絞り、人員、予算を充てていく必要があると考えています。ということは、新規事業を立ち上げるのと同じように、同じだけ事業をやめていくことが大切だということです。また同時に、ただやめるだけでは困りますので、やめるだけではなくて行政だけではできないことを町民に理解を求めたり協力を求めていくことも必要になっていきます。

質問に移りますが、来年度予算の策定に当たり、町の方針や考え方を教えてください。予定している新規事業、また廃止・休止していく事業の予定があれば教えてください。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

〔行政経営部門総括参事 田中助一君登壇〕

○行政経営部門総括参事（田中助一君） 質問にお答えいたします。

平成27年度は、第五次小布施町総合計画の前期基本計画の最終年度を迎えることから、前期基本計画に掲げた重点施策及び基本施策の目標達成に向けた取り組み、これは確実に推進する予算編成を行う予定でございます。計画に設けられました3つの戦略方針、4つの協働、交流産業、景観のグラデーションといったものに沿って、町民の皆様の方、町民力を最大限に生かし、町内の皆さんが町外の若い皆さんとともに小布施らしい新たな価値を創造し、実践、実行することで町内外の皆さんに幸せと魅力を感じていただく地域のにぎわいづくりのため、平成26年度に引き続き移住定住促進事業にさらなる磨きをかけ、子育て、教育環境の充実と支援、安心して暮らせる生活環境の整備、攻めの農業への転換と支援、こういったものに財源を優先的に配分することを予定しております。

社会情勢の変化に柔軟に対応し、将来の町の姿を見据えた政策に重点的に投資をするためには、事業開始後長期経過している事業、当初の目的が達成された事業については積極的に見直しを行い、統廃合、手法の変更等の検討を行い、事業ごとに具体的な年間計画や目標を立て、単に前年踏襲、現状維持型の予算とならないように指示をしております。

国においては、まち・ひと・しごと創生本部立ち上げ、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解決の3つを基本として、魅力ある地方を創生し、地方への人の流れをつくっていくとしております。町におきましても、国のこのような動向を的確に把握し、新しい制度等に十分留意し、新規事業だけで

なく既存事業への最大限の活用を図ってまいります。

限られた予算の中で、社会経済の変動に対応し、多様化する住民の皆さんの期待にお応えしていくためには、現在の所管グループ、事業といった従来の枠組みの中で経費の削減、改良といったことだけを考えるのではなく、当たり前とされていた枠組み自体を新しい視点、発想を取り入れて前向きにつくり直すことが重要です。住民の皆さんや専門家の皆さんとの協働、そのことによる事業執行の効率性を高めることで、事業実施の効果を下げることがないように工夫をしてまいりたいと考えています。使用頻度や活用方法が少なくなった公共施設を民間の皆さんに管理、運営いただくことなども、その一つと考えており、あらゆる方法を検討し、新たな価値を創造するように指示をしてまいっております。これしか予算がないからできないではなく、これだけの予算をいかに使うことが有効か、そういったものを職員一人一人が考えることが重要と考えております。

新規事業につきましては、予算策定の方針に従いまして、現在、各部署におきまして職員が事業構築、予算要求に向けた積算をしております。予算につきましては、これから予算要求が出そろった時点で重点事業、優先事業の順位づけを行い、予算案を策定する中で最終的に新規事業や休止しなければならない事業、廃止する事業を決定してまいります。基本となるのは、限られた予算の中で今お住まいの住民の皆さんのための事業であることはもちろんですが、将来の地域づくりのために効果が期待できる事業のための予算を編成してまいりたいというふうに考えております。

○議長（関谷明生君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 予算編成の基本的な方針について、大変わかりやすくご説明いただきましてありがとうございます。また、現在衆議院選が行われている中、国の動向がぎりぎりまでわからない、また今までと全く違った方針を示される可能性もあるという中、新規事業はまさに今説明するには難しい状況であると思っております。

ただ、廃止・休止していく事業、先ほども成果が出た事業は積極的に見直すだとか、例えば3年間やると言っていて決めて、もう3年たっている、5年の契約で今回5年が終わるなど、やめる事業に対しては、もう少し具体的な名称が出てきてもいい時期だと思っております。具体的に、この事業は来年度廃止していくと今言える事業があればお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

○行政経営部門総括参事（田中助一君） ただいまの再質問でございますが、具体的に上げてくださいます。ただ、単年度ですね、ことし限りのものというのは、

ご存じのとおりすぐ上がると思うんですけども、例えば3年あるいは5年、10年といった単位でやっているものについては、再度見直しをした中で新たに継続をするという判断もございます。そういった意味では、そのことについては今後予算査定の中で議論をしながら決定をしていくということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（関谷明生君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 長年やっているものに対しては、事業の効果を判断しながら、また続けるかやめるか決めていくというようなニュアンスだとお受けしました。例年、予算の審議をするときに、なくなっている事業というのが幾つかあつたりします。なくなっている事業というのは昨年度の予算書と見比べてなくなっているんで、これどうしたんですかと聞くと、今休止、ことしはお休みですみたいな答えが行政から返ってきます。ここに使いますことしの予算では、なくなった事業というのは一切載っておりません。やはりその事業は、今まで税金を使って、とある目標を達成するためにやった事業なので、やめるときにこの事業はどれだけの効果を達成して成果がありました、今年度はやりませんということも、あわせてお知らせいただければと思ひます。これから予算査定の中で、本年度ある事業、なくなっていくものもあると思ひますが、それはどのようにして議会や町民の皆さんにお知らせしていただけるかという考え方をお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 田中総括参事。

○行政経営部門総括参事（田中助一君） ただいまの質問でございますが、確かにご指摘のとおりここで使いますことしの予算については、そういった意味で記載をなされていません。確かに、議員おっしゃるとおりどういった目的でやったものがここで終わるのかというものについては、これは形はちょっとわかりませんが、明らかにすることも必要かと思ひます。逆にですね、そういったときにやはりまだ継続が必要なんじゃないかというようなこともあるかと思ひます。そういった議論を深めるためにも、ある程度そういったものの公表と申しますか、別に隠しているわけじゃないんですが、公表というのは必要かというふうに考えますので、また方法を検討しながら進めたいと思ひます。

○議長（関谷明生君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関谷明生君） 続いて、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） それでは、本日最後の質問となります。通告に基づき質問をいたします。

超高齢社会を迎えて、歩くことと自転車に乗ることは有効な交通手段であるとともに、即健康につながる大事な要素になっています。車に頼らずに自分の足で歩くこと、自転車に乗ることを推進する必要があります。そのためには、安心して歩くことのできる歩道空間の整備、また安心して走ることのできる自転車道の整備が必要です。また、歩行者や自転車利用者のルールやマナーの徹底が不可欠です。そうした観点から、3点について伺います。

1点目に、「おぶせスタディ」について伺います。10月号の町報にも載っていましたが、この10月25日から町民の健康寿命を延ばす健診事業「おぶせスタディ」が信州大学医学部附属病院整形外科リハビリテーション部の協力のもと始まりました。日本は世界有数の長寿国であり、その中でも長野県の平均寿命は男女とも日本一であります。さらに、日本一の長野県の中においても、小布施町は平均寿命、男性81歳、女性89歳と県内の中でもトップグループであります。つまり、小布施町は世界で最も長寿地域の一つなのです。

「おぶせスタディ」では、そんな小布施町において信州大学の協力を得て新生病院と共同で町民の皆さんの生活習慣や農作業が健康に及ぼす影響について調査し、町の特性である農作業が健康長寿に果たす役割を検証するため、今後10年間、継続的に調査するものであり、今年度400万円の予算を計上しているものであります。

また、継続事業として行っているウォーキング健康教室の実施は、中高年を対象としたウォーキングの健康教室を充実するとともに、ウォーキングがもたらす医学的な健康効果を実証するなど、町民の皆さんの健康づくりを支援する事業として今年度100万円の予算を計上しているものであります。先ごろ、11月22日にはパワーウォーキングの考案者であるハートヴィッヒ・ガウダー氏をお招きし、自身の体験を通じ、健康づくりの大切さについて、また継続することの大切さについてお話をいただいたところであります。このような「おぶせスタディ」事業やウォーキング事業は、それぞれ単独で実施するのではなく、総合的に健康寿命という観点から見るべきと考えますが、見解を伺います。

2点目として、おぶせオープンオアシスのボルダリング、浄光寺の Slackライン、小布施クエストの年間を通してのスノーボード等、小布施町においてニュースポーツが普及され出しました。これらのニュースポーツと既存のスポーツ設備、テニスコート、グラウンド、

体育館、小学校、中学校等々の体育設備を結ぶ自転車道の整備を提案いたします。また、中学生は部活をするため、これらの体育設備まで自転車で、あるいは徒歩で移動しているという実情があります。小布施町は南北4キロ、東西5キロ、面積19キロ平方メートルと長野県の市町村の中では最も面積の小さな町です。こんな小さな町だからこそできることは、移動手段は車でなく、ウォーキングと自転車なのです。小学生、中学生の移動手段は徒歩と自転車です。大人も小・中学生を見習って、体育施設への移動は徒歩か自転車にすべきかと考えます。そのためには、安全面を考えた歩道、自転車道の整備が必要と考えますが、見解を伺います。

3点目として、自転車事故未然防止について質問いたします。

1として、町内の自転車にかかわる事故件数と年齢別事故件数はどうなのか、近年のデータをお示してください。

2として、各年代での事故を減らす効果的な施策についての見解を伺います。

3として、自転車シミュレーターの活用ということで質問いたします。長野県茅野市宮川の茅野自動車学校の例を出すと、親子で学ぶシミュレーター自転車教室では、車道が映った画面を前に自転車そっくりの操縦席に乗り、歩行者の飛び出しや車との衝突などの危険をコンピュータグラフィックスで疑似体験しながら、安全な運転を学ぶというもので、難易度が小学校の低学年、高学年、中学生以上、高齢者の4段階あり、学校へ行く、商店街へ行くなど、自転車に乗る状況を選び、その状況により途中であらわれる歩行者や車の数がそれぞれ変わるようになっているというものであります。大きく車道を映す主要画面のほかに、左、右、背後を映す小さな画面も1台ずつついており、実際の路上に近い形で自転車の運転が体験できるというもので無料で体験できるそうです。多分、長野県警からでも借りることができると思いますが、このような自転車シミュレーターを活用してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

4として、自転車利用の安全講習について、実施回数と参加人数を伺います。

5として、自転車の走行環境として、当町の道路の特徴をどう捉えているのか見解をお伺いします。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

〔地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇〕

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 大島議員の健康のためのウォーキング、サイクリングについての質問にお答えを申し上げます。

1点目の「おぶせスタディ」の中での位置づけということですが、「おぶせスタディ」は

住民の皆さんの日常生活や仕事などが人体、特に上半身の運動機能にどのような影響を与えるかを追跡調査するものであり、その結果を得るための期間として10年を見込んでいます。今回のスタディで最も把握したい仮説は、町の特性である果樹栽培に携わる方と、そうでない方との上半身に及ぼす影響調査が主な内容です。その中で、ウォーキングやサイクリングを日常に取り入れている方とそうでない方との身体に与える影響については、何らかの違いは生じると推測します。その人に見合った負荷をかけたウォーキング効果については、既にさまざまな検証等で実証されており、町でもパワーウォーキングの普及に努めているところでございます。

2点目のスポーツ施設を結ぶ自転車道の整備についてです。小布施町では、自転車道と観光資源等の観光施策を推進するサイクルツアー推進事業のモデル地区として、平成16年2月に千曲川地区として指定を受け、雁田のせせらぎ緑道の整備やサイクリングなどを実施してきましたが、ウォーキングと比べて参加者が少ないため、ここ数年はウォーキング事業に重点を置き、サイクル事業は実施をしておりません。しかし、住民の手軽な移動手段、また来訪者が景色を楽しんでいただくための移動手段としては有益なものと思っているところでございます。現在、町内には自転車専用道路はありませんが、自転車・歩行者道があります。県が管理している箇所としまして、国道403号の北部水田地帯と松川橋北信号付近、くだもの街道の県道中野小布施線部分、高速道路側道の県道村山小布施停車場線、豊野南志賀公園線バイパス、町管理では松川及び千曲川堤防上の道路が自転車・歩行者道となっています。

国では、自転車が安全に走行できるよう、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを平成24年11月に示しています。この中では、自転車道の基準も示されています。基準では、既存の道路に自転車道を設置する場合、その幅を1.5メートル以上が望ましく、やむを得ない場合には1.0メートル以上としています。また、自転車と歩行者が一緒に利用する自転車・歩行者道については、3メートル以上となっています。既存の町道をこれらの基準に適合させるためには、道路を拡幅し、幅員を確保する必要があり、なかなか事業化が難しい状況です。このような実情も踏まえ、まずは自転車道の整備ではなく、既設の自転車・歩行者道と交通量の少ない道路を組み合わせる中で、安心して自転車で移動できるルートの検討をしたいと思っております。

3点目の自転車事故の未然防止についてです。自転車での事故は、運転している人の身も守るものがないため、人命にもかかわるおそれがあります。このようなことから、2人乗りや傘を差しての片手運転などが禁止されていますが、依然として守られていない状況が見受

けられます。この徹底をすることにより、事故も減少するものと思っております。

町内での自転車事故の件数についてですが、平成24年中の須高管内での自転車事故は24件で、うち町内が2件、平成25年は25件に対しまして町内が5件となっています。また、本年、平成26年12月1日までの自転車事故件数は、須高管内で19件で町内の事故はありません。町内での年齢別件数というご質問ですが、これにつきましては把握しておりませんが、須高管内の状況を見ますと高校生の事故が一番多く、次いで65歳以上、小学生の順となっております。

次に、各年代での事故を減らす効果的な施策というご質問ですが、若い世代では音楽を聞きながら自転車に乗っている人が多く見受けられます。これにより、車の音等が聞こえづらくなり、対応も遅れてしまうことがあると思われまます。また、前段で申し上げましたように片手運転なども危険だと思っております。対応として、須高交通安全協会等を通じ、各高校での自転車の正しい乗り方の指導や周知に取り組むよう要請をしまいたいと思っております。ご高齢の方については、どうしてもブレーキなどの対応が遅れてしまうのではないかと考えられます。ご自身の運転能力などを体験できる議員提案の自転車シミュレーターがあります。去る11月7日に須坂警察署主催によります北斎ホールで交通安全体験会を実施したわけですが、その際に自転車シミュレーターが設置をされ、体験が実施されております。これは先ほど議員ご説明のとおり、モニターを見ながら自転車の運転ルールを学ぶものです。交通安全事業としてお願いをすることもできますので、今後も事業として実施をしたらと思っております。

次に、自転車利用の安全講習の実績についてですが、毎年5月に小学校で実施をしております。平成26年度の実績を申し上げますと、小学校3年生から6年生の児童416人を対象に行っております。回数につきましては、各学年1回となっております。一般の方を対象とした講習会等は現在開催をしていませんが、安全協会や警察とお話をさせていただき中で、自転車シミュレーターを利用した講習会についても実施へ向けた検討をしまいたいと思っております。

最後の自転車走行環境としての当町の道路の特徴ということですが、町の外周部を周遊する道路については自転車・歩行者道として整備された道が多く、また自動車交通の少ない道がつながっています。比較的町の外周部は自転車走行に適していると思っておりますが、町内の恐らく交通量が多い道路は余り自転車走行には適していないと思っております。このような事象を踏まえ、自転車利用の交通安全の啓発活動に今まで以上に取り組むとともに、町内

の危険箇所の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、7点について再質問いたします。

1点目として、自転車利用の安全講習について、ただいまの答弁では小学校3年生から6年生まで、児童416人に対して年1回のみの実施ということですが、中学生は部活でも自転車を利用している子供もいます。中学生を対象として安全講習をする必要もあると思いますが、見解を伺います。また、須高管内で見ると、高校生の事故が一番多く、次いで65歳以上の高齢者の事故が多いということですが、65歳以上の高齢者に対しても安全講習の必要があると思われませんが、見解を伺います。

2点目として、自転車の走行環境としての町の道路の特徴について、町内の危険箇所の解消に努めていくとのことではありますが、町内の危険箇所についてはどの程度、どのように把握しているのか伺います。

3点目として、長野県の市町村の中で一番面積の小さい小布施町において、車を使わないで徒歩または自転車利用を町民の皆さんに対して啓蒙する必要があると思われませんが、啓蒙に対する見解を伺います。

4点目として、平成16年にサイクルツアー推進事業のモデル地区として指定を受けました。10年が経過した今、サイクルツアー事業は今後どのように進めていくのか見解を伺います。

5点目として、安心して自転車で移動できるルートの検討をしたいとの答弁でありましたが、検討した結果をどのように町民の皆さんにお知らせするのか、ルートマップのようなものをつくるのか伺います。

6点目として、町内の自転車事故についてですが、平成24年が2件、平成25年が5件ということですが、この事故の内容について、どのような状況でどの程度で、何が原因の事故だったのかお伺いします。

最後に、7点目として、小布施町の道のあり方について伺います。長野県で一番小さな小布施町においては、車社会より歩行者優先、自転車優先の道づくりをすべきと考えますが、これからの将来を見て、小布施町の道をどのように描いていくのかお伺いいたします。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の中学生を対象とした自転車を対象とした交通安全教室が必要ではないかというご提案ですが、この関係につきましては教育委員会のほうと調整をさせていただきまして、必要があれば実施の方向で考えていきたいというふうに考えております。また、65歳以上の方を対象とした安全教室という関係につきましては、一昨年、ことしですか、高齢者を対象にした夜間の交通安全教室等を実施もしてきております。それに加えて、自転車も含めまして実施に向けて老連の皆さんと協議をする中で実現に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、町内の危険箇所の把握の状況ということですが、一番は国道403号を自転車で通っている方が、まずは危険があるのではないかとというふうに考えております。また、町内を見ながら歩道の設置をされていないところとか、一時停止のないところ等、現地を確認する中で危険箇所については対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、県下で一番小さな小布施町ですので、自動車での移動ではなく、徒歩や自転車での移動を推奨する、そういうものを周知、啓蒙等ということですが、この関係につきましてはウォーキング等でも歩くことの大切さ、そういうもの等をPRしておりますので、そういうものとあわせながら自転車についても自然にやさしい交通手段ということ等もありますので、そういうものでできる限り周知のほうを、趣旨等も踏まえ周知等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

サイクルツアーの関係につきましては、実際には千曲川・松川の堤防を使っただけのコースということで、サイクルツアー推進事業というものが立ち上がっております。この継続ということですが、サイクルツアーにつきましては1回指定を受けておりますので、廃止ということではなく、現在はウォーキング事業と一緒にあわせた形で考えておりますので、これにつきましては10年たったわけですが、廃止をするということではなく、継続して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

安心して移動できるルートの検討を進めた後、決定したものをどのように住民の皆様にお知らせしていくかということですが、ルートの決定をした段階でホームページ等で公表等をしたり、また隣組回覧等を使う中で、それぞれの方々に周知等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

6点目の町内の事故の内容ということですが、この関係につきましては警察のほうに確認をしているわけなんです、具体的な内容等まではちょっとこちらのほうに情報が入ってきていないという状況でございます。ただ、須高管内で多い状況を見ますと、やはり交

差点内での事故が多発しているという状況があります。一時停止違反に伴う事故、そういうもの等が主な内容となっているところでございます。

最後の道のあり方、歩行者優先の道のつくり方、そういうものにつきましては当然、小布施町の国道403号もそうですが、車優先ではなく、そこに住んでいる方々、歩く人を優先する、そういう道づくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 議員の中学生の自転車利用にかかわる指導ということでございまして、教育長の立場でお答えいたします。

中学生につきましては、確かに小学生のようにグラウンドに自転車を持ってこさせて、それから関係の警察ほかの皆さんにおいでいただいてということはしておりませんが、自転車の利用について安全の具体的な利用、ヘルメットあるいはきちんとした整備をするといったことについては、いろいろな生活指導の会のところで講演会もございまして、あるいは全国の交通安全週間に合わせて学校できちんと指導をしております。生徒について、学校で必要な指導をするだけではなくて、懇談会、それからまたいろんな事故等について、もしあった場合については、それぞれ郡全体等であった場合については、十分に気をつけるように、オクレンジャーという連絡方法も持っております、すぐに連絡するような形で家庭とも十分連絡をとりながら、自転車利用だけではないんですが、含めて指導をしております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） ただいまのサイクルツアー推進事業についてですが、モデル地区として指定を受けてから10年経過したわけですけれども、ただいまの答弁だとサイクルツアー事業は継続して取り組んでいくという今の再質問に対する答弁でありましたが、今現実、サイクルツアー事業は実施していないというのが今の現状ではないかと思ひます。事業を実施していないというものを、今までのように継続していくという、その辺の答弁の内容がよく理解できないんですが、その辺もうちょっと詳しくお願ひいたします。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 説明が不十分で大変申しわけございませんでした。

サイクルツアー推進事業につきましては、平成22年度までイベントとしましてサイクルツ

アーを20人程度の方々にご参加をいただきまして、町内周遊するイベント的に実施をしておりました。今後、町内を訪れる方々がレンタサイクル等を使って周遊している方々等も大勢いますので、そういう中で施設整備、コースの設定、そういうものについて継続して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関谷明生君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関谷明生君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦勞さまでした。

延会 午後 3時16分